

# 十勝岳火山避難計画

平成 29 年 7 月  
(令和4年5月改定)

十勝岳火山防災協議会



## 十勝岳火山避難計画 目次

第1章 計画の基本的事項	
第1節 計画作成の趣旨	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
第2節 噴火の想定	2
1 十勝岳の概要	2
2 噴火の履歴	3
3 想定する噴火場所、噴火様式、火山現象とその影響範囲	6
第3節 噴火警戒レベル	9
1 噴火警戒レベルの区分け	9
2 警戒レベル引き上げ・引き下げの考え方について	11
3 噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方	11
4 噴火シナリオについて	13
5 ハザードマップ	17
第2章 事前対策	18
第1節 防災体制の構築	18
1 道・市町の防災体制	18
2 十勝岳火山防災協議会の構成機関の役割	19
3 噴火警戒レベルと防災対応の整理	22
4 広域一時滞在等の体制構築	23
第2節 情報伝達体制の構築	24
1 火山に関する情報の収集と整理	24
2 十勝岳火山防災協議会の構成機関における情報伝達	26
3 登山者、住民等への情報伝達と手段	27
4 異常現象等の通報と情報共有体制	29
第3節 避難のための事前対策	30
1 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準	30
2 住民避難の考え方	31
3 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定	31
4 避難経路の指定	36
5 避難手段の確保	39
6 道路交通規制	39
7 鉄道運行規制	42
8 航空機の安全運航のための措置	42
第4節 救助体制の構築	43
1 救助に関する情報共有体制	43
2 救助に関する資機材等	43
3 医療体制	43
第5節 避難促進施設	45
1 避難促進施設の指定	45
2 避難確保計画の作成支援	45

3	避難促進施設の避難支援	45
第6節	合同会議等	46
1	国の体制	46
2	十勝岳火山防災協議会の体制	47
第3章	噴火時の対応（緊急フェーズ）	
第1節	噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	48
1	異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報が発表された場合	48
2	噴火警戒レベル2の場合	48
3	噴火警戒レベル3の場合	51
4	噴火警戒レベル4の場合	54
5	噴火警戒レベル5の場合	56
第2節	事前に噴火警戒レベルが事前に引き上げられない場合の避難対応	59
1	突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）	59
2	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を 及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル2又は3→5）	63
第3節	広域一時滞在等	66
1	広域一時滞在等の判断・実施	66
2	避難手段の確保	66
3	避難先の受入準備	66
第4節	救助活動	66
1	救助活動の体制	67
2	住民等の救助活動	68
3	登山者等の救助活動	68
4	医療活動	68
第5節	災害対策基本法に基づく警戒区域	69
第6節	堆積物の除去	69
第7節	報道機関への対応	70
第4章	緊急フェーズ後の対応	
第1節	避難の長期化に備えた対策	71
第2節	風評被害対策	71
第3節	避難指示等解除、一時立入等の対応	71
1	避難指示等の解除について	71
2	規制範囲の縮小又は解除	72
3	一時立入について	72
第5章	平常時からの防災啓発と訓練	
第1節	防災啓発と学校での防災教育	72
1	住民等への防災啓発	72
2	登山者等への防災啓発	72
3	学校での防災教育	73
第2節	防災訓練	73

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

美瑛町及び上富良野町では、避難所などを記載した火山防災マップ（ハザードマップ）の作成や地域防災計画の策定が進められてきた。

その後、平成 11～13 年にかけて、「十勝岳火山噴火警戒避難対策計画検討委員会」が開催され、当時の北海道建設部主導で、十勝岳が噴火した際の安全を確保するための方策が検討されてきた。その中で、噴火による影響を検討するため、火山学的知見をもとに、火山災害予測区域図も作成された。

十勝岳では、平成 20 年 12 月から噴火警戒レベルが運用されており、美瑛町・上富良野町・新得町では、噴火警戒レベルに応じた入山規制、避難対象地域、避難ルートなどが記載されているが、他の市町では具体的に定められておらず、協議会としての計画もなく、協議会一体となっていく防災対応については、これまで検討されてきたものの十分に具体化されていないところがあった。

このため、十勝岳火山防災協議会では、火山防災体制の構築に向けた取組の一環として、すでに市町ごとに定められている事項や十分でない事項を検討するために、内閣府の支援を受け、支援業務を受託した（株）社会安全研究所（RISS）の協力により、十勝岳の具体的な避難計画を策定することとした。

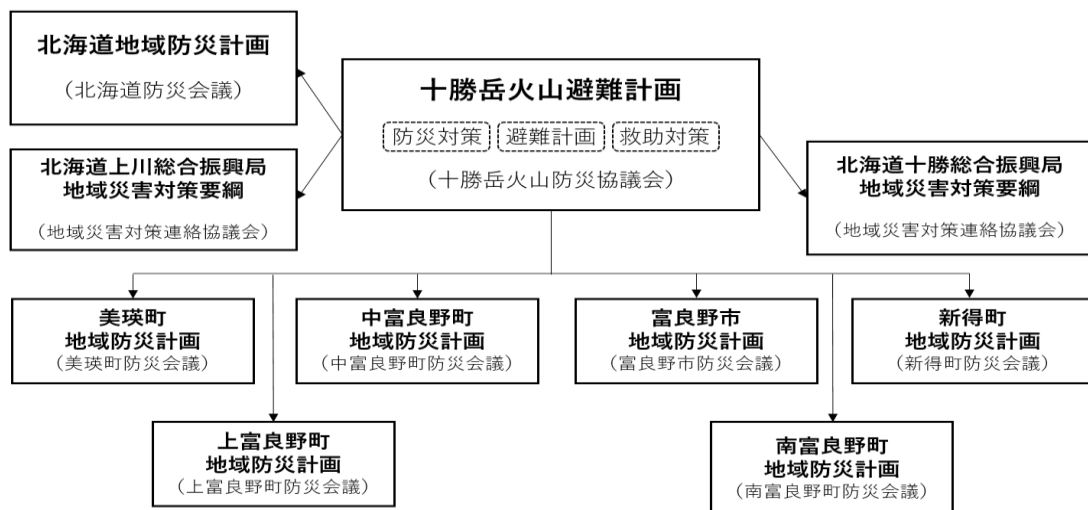
なお、平成 27 年 12 月に施行された活動火山特別措置法、平成 28 年 2 月に活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針や火山災害警戒地域の指定、噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（以下、手引き作成委員会という）での議論などを踏まえ、登山者・観光客対応、避難促進施設対応についても検討を行った。また、令和 3 年 3 月に十勝岳の噴火警戒レベル判定基準の公表と噴火シナリオの改定に伴い計画を見直すこととした。

本計画は、噴火警戒レベルに応じて、または突発的に噴火した場合の住民及び登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、協議会機関が、具体的な防災対策が適切に行われるよう定めるものである。

### 2 計画の位置づけ

内閣府の支援のもと検討した本計画は、十勝岳火山防災協議会の「十勝岳火山避難計画」とし、関係市町の地域防災計画（火山対策編）やマニュアル等に反映していくものとする。また、火山防災協議会の構成員は、本計画内に定めた事項について協力・連携し必要な対策を講じるものとする。なお、本計画については、今後も必要に応じ、随時見直しを図るものとする。

図 1-1 火山避難計画と他の防災計画等との関係について

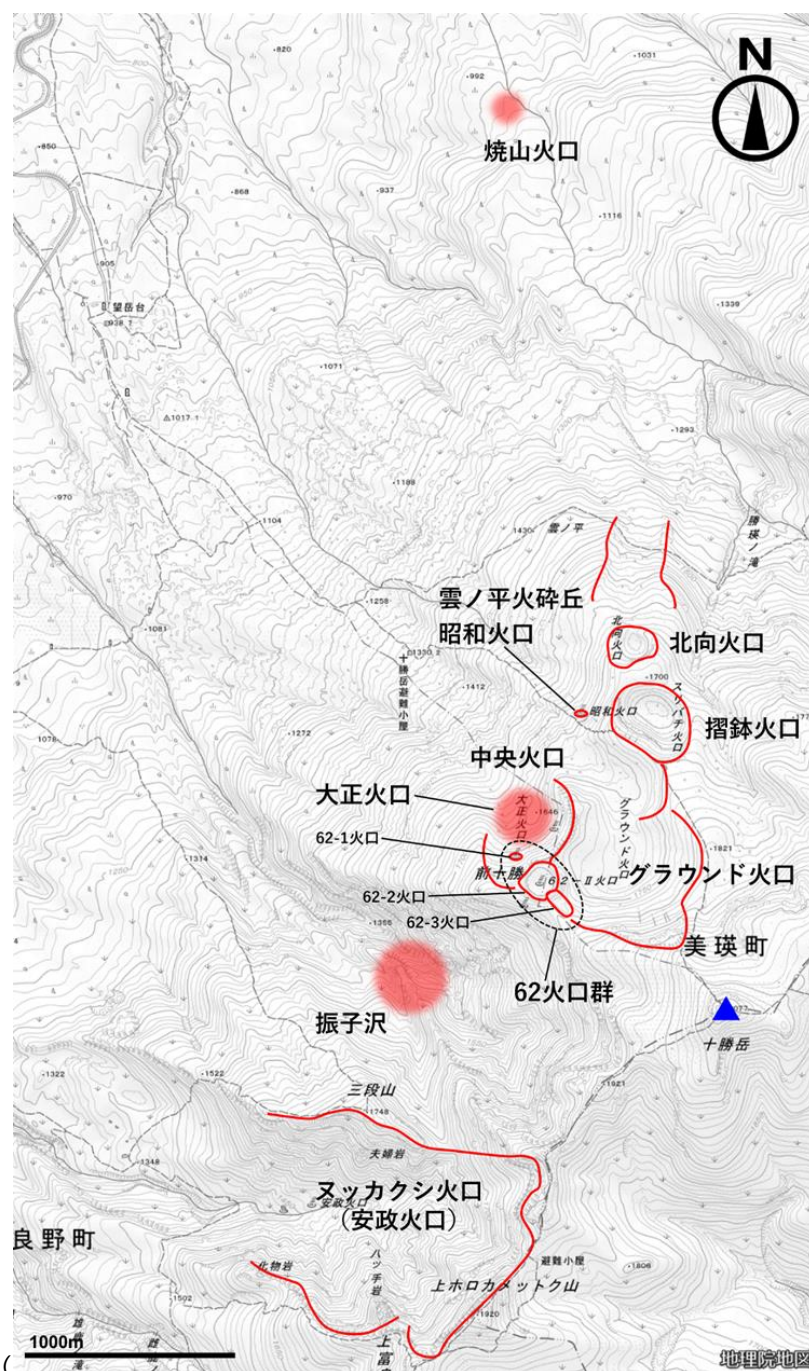


## 第2節 噴火の想定

### 1 十勝岳の概要

十勝岳（標高 2077m）は、北海道中央高地の大雪—十勝火山列の南西端に位置し、大雪—十勝火山列南西部で最も高い。十勝火山列南西部は、北東から美瑛富士（標高 1888m）、美瑛岳（標高 2052m）、十勝岳（標高 2077m）、富良野岳（標高 1912m）、前富良野岳（標高 1625m）と並ぶ新旧の火山からなる。十勝岳の新しい火口群は十勝岳の主稜線より北西側 1km 付近に形成され、火口、火砕丘、溶岩流などの新しい火山地形は十勝岳の北西斜面によく見られる。十勝火山列の裾野は上富良野町、美瑛町、新得町、南富良野町、中富良野町、富良野市へ広がっている。

図 1-2 十勝岳における火口地形の分布



火口位置は、石塚ほか(2010)による。図中の赤実線は火口縁を示す。火口縁のはっきりしないものについては、赤い塗りつぶし円で表記している。(「十勝岳の噴火警戒レベル判定基準とその解説(気象庁)から引用)

## 2 噴火の履歴

表 1-1 十勝岳噴火災害の履歴(▲は噴火年を示す)

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1857(安政 4)年	噴火	5月20日(新暦)中央火口丘から噴火:「焼山」周辺硫黄活動(松田市太郎)。 6月14日(新暦)「山半腹にして火脈燃立て黒煙天刺上を見る」(松浦武四郎)。
▲1887(明治 20)年	噴火	中央火口丘から噴火。火砕物降下。近傍に降灰(大日方技師)。
1923(大正 12)年	溶融硫黄噴出	6月溶融硫黄の沼出現、この頃、丸谷温泉(現在の望岳台付近)の温度上昇、湧出量増加。 8月溶融硫黄 7~8m 吹き上がる。
▲1925(大正 14)年	噴火	12月23日中央火口丘の火口内の大噴(おおぶき)から噴火。鳴動。
▲1926(大正 15)年	中規模:水蒸気噴火(泥流発生)→(山体崩壊・泥流発生)→マグマ噴火、水蒸気噴火	中央火口丘から噴火。火砕物降下・泥流→岩屑なだれ・泥流→降下火砕物。 2月中旬頃から大噴(おおぶき)火口からレキ放出。 4月5、6日小噴火:大噴(おおぶき)火口から降灰、中旬には火柱。 5月4~5日鳴動。7日小噴火:火柱、噴石、降灰。新火口形成。 13~14日有感地震:山麓で地震を感じる。13~17日鳴動・噴煙:13日からの連続的な鳴動は15日に次第におさまるが、噴煙活動活発化。22日鳴動:山麓でも感じる。大噴(おおぶき)火口からはレキ放出。 5月24日噴火:12:11頃噴火、小規模な泥流発生。14:00頃小規模な鳴動と噴火。 16:18頃噴火、中央火口丘の北西部が破壊され、熱い岩屑なだれが積雪を溶かして大規模な泥流発生(平均速度約60km)、2カ村(上富良野・美瑛)埋没。死者・行方不明144名、負傷者約200名。建物372棟、家畜68頭、山林耕地被害。北西に開いたU字型火口形成(450×300m)。噴出物量 $1.3 \times 10^4 \text{m}^3$ 、崩壊物量 $2 \sim 4 \times 10^6 \text{m}^3$ 。マグマ噴出量は $1 \times 10^3 \text{DREm}^3$ 。(VEI1) 9月8日噴火:16:33頃、噴煙高度4600m、行方不明2名。9日小噴火:15:40頃。10日小噴火:9:37頃、15:48頃、18:50頃。 11~21日小噴火:小噴火を繰り返す。9月の噴火活動で5月24日の崩壊部に楕円形の火口形成(大正火口:130×50m、深さ30m) 12月10日小噴火:小泥流あり。17日噴煙:小黒煙。25日噴煙:黒煙(噴煙高度500m)。
▲1927(昭和 2)年	水蒸気噴火	1~4月及び6~9月度々小噴火、または黒煙。
▲1928(昭和 3)年	噴火	1月16日噴煙。 3月5日噴煙・降灰。 5月23日噴煙:黒煙。
	水蒸気噴火	12月4日鳴動と共に噴火(大正の活動、最後の噴火)。噴火場所は大正火口。
1936(昭和 11)年	溶融硫黄流出	2月から秋にかけて硫黄流出。
1947(昭和 22)年	噴気	旧噴火口の噴気孔増加。
▲1952(昭和 27)年	水蒸気噴火	8月17日昭和火口形成(30m×15m)。火口内の噴気孔直径50cm。18日0時頃に噴気孔が出現した可能性が挙げられている。
▲1954(昭和 29)年	水蒸気噴火	9月昭和火口小爆発。大正火口硫黄流出。
▲1956(昭和 31)年	水蒸気噴火	6月昭和火口小爆発。
1957(昭和 32)年	噴気孔生成	2月昭和火口に新噴気孔出現。
▲1958(昭和 33)年	水蒸気噴火	10月4日昭和火口小爆発。昭和火口内に新噴気孔(58-1)出現。
▲1959(昭和 34)年	水蒸気噴火	8、11月昭和火口58-1噴気孔小爆発。11月小規模泥流。
▲1961(昭和 36)年	噴気	6~7月大正火口噴気活動活発、硫黄自然発火。
	水蒸気噴火	8月14日旧噴火口で弱い水蒸気爆発があり、ヌッカクシ富良野川の河水が灰色に濁った(会田氏による)。

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1962(昭和37)年	中規模:水蒸気噴火、マグマ噴火	3~6月火砕物降下。大正火口噴気活動活発化。 5~6月有感地震が始まり、次第に多くなる。 6月29日噴火:22:40頃、中央火口丘南側湯沼付近から噴火。噴石により大正火口縁の硫黄鉱山事務所を破壊。死者5名、負傷者11名。翌30日2:45頃から噴火。火山弾、火山灰を多量に噴出、噴煙12000m。降灰は知床、南千島方面、爆発音190kmに達する。火柱を伴う噴火は7月5日頃まで続いた。この噴火によりグラウンド火口南西壁沿いに62-0、62-1、62-2、62-3火口を生じ、62-2火口のまわりにスコリア丘を形成。 総噴出物量 $7.1 \times 10^7 \text{m}^3$ 、マグマ噴出量は $0.028 \text{DREkm}^3$ 。(VEI3)
1968(昭和43)年	火山性地震、噴煙	5、12月火山性地震群発:十勝沖地震(5月16日:M7.9)後、火山性地震群発。 5月62-2火口の噴煙増加。
1969(昭和44)年	火山性地震	1~8月火山性地震群発:月地震回数は3月に最高となり、3344回(有感地震2回)、4月以降地震活動次第に沈静化。
1971(昭和46)年	噴気	6月昭和火口、活動停止。
1974(昭和49)年	噴気	5~7月62-1火口の噴気活動再開、活発化。
1975(昭和50)年	噴気	62-1火口の噴煙鎮静化。
1983(昭和58)年	火山性地震	2、5月火山性地震群発。9月62-1火口東壁の変色域拡大。
1984(昭和59)年	噴気	6~9月62-1火口の噴気活動活発化、噴気温度300℃以上。9月同壁475℃。
▲1985(昭和60)年	泥噴出	熱泥水噴出:5月29日62-1火口東壁から高さ約5mの熱泥水を噴出。長径10mの凹地(85-1火孔)形成。
	水蒸気噴火	ごく小規模な噴火:6月19日62-1火口から灰黒色噴煙、付近に微量の降灰。6月19~22日赤熱現象:62-1火口で赤熱現象(硫黄の自然発火)。9月1日火山性微動。
1986(昭和61)年	火山性地震、火山性微動	8月31日有感地震:白金温泉震度1。10月温度上昇:62-1火口東壁で最高温度529℃。12月3日有感地震:白金温泉震度1。 12月20日火山性微動。
1987(昭和62)年	火山性微動	2、3、7、8月火山性微動発生。
▲1988(昭和63)年	火山性地震、火山性微動、火砕流、火砕サージ、泥流	2、6月十勝岳温泉で震度1~2、震源は旧噴火口のごく浅い所。 9月火山性地震群発:下旬から地震増加。 10月4日火山性微動。 10月有感地震。 11月有感地震:最大震度3。 12月10、11、13、14、15日ごく小規模な噴火:62-2火口から噴火。 12月16日噴火:62-2火口から小噴火。爆発音、爆発地震(白金温泉で震度3)を伴う。南東約80kmまで降灰。 12月18、19日小噴火:火柱、火砕サージ、小規模泥流、東北東約150kmまで降灰。 12月24日小噴火:火柱、火砕サージ。 12月25日小噴火:火柱、火山雷、噴石、火砕サージ、小規模火砕流、小規模泥流。 12月30日小噴火:爆発音、爆発地震(吹上温泉で震度1)。
▲1988~89(昭和63~平成元)年12月10日~3月5日	小規模:水蒸気噴火、マグマ水蒸気噴火	火砕物降下→火砕サージ・火砕流・火砕物降下、泥流。 総噴出物量は $7.4 \times 10^5 \text{m}^3$ 。マグマ噴出量は $5 \times 10^4 \text{DREm}^3$ 。(VEI1)
▲1989(平成元)年1月1日~3月5日	火砕流、火砕サージ、泥流、火山性地震、火山性微動	17回の噴火があった。火柱、火砕サージ、火砕流、噴石、泥流、火映、降灰140km(まとめると1988年12月~1989年3月に発生した水蒸気噴火とマグマ水蒸気噴火は計28回であった)。1月13、21日ハーモニック微動。 6~8月火山性地震群発。 7、12月火山性微動。
1990(平成2)年	火山性微動	1、2、6月火山性微動発生。
1991(平成3)年	火山性微動	2月火山性微動発生。
1992(平成4)年	火山性地震	3月17日有感地震:白金温泉の一部で震度1。
1994(平成6)年	火山性微動	4月火山性微動発生。
1995(平成7)年	火山性地震、火山性微動	7~12月火山性地震増加、8月火山性微動発生。



年代	現象	活動経過・被害状況等
1996(平成8)年	火山性地震	5、6月火山性地震増加。
1997(平成9)年	火山性地震、噴気、火山性微動	5月火山性地震増加。 6月の現地観測で振子沢噴気孔群の温度上昇。 9月には噴気活動再開(1993年以来)。 1、2、3、5、9、10月火山性微動発生。
1998(平成10)年	火山性地震、噴気、泥噴出、火口が明るく見える現象、火山性微動	4月17日空振を伴う火山性地震発生。その後実施した上空からの観測で表面現象の痕跡は確認されなかった。 6～8月地震増加。6月23～24日現地観測により、62-2火口北西側内壁に新噴気孔形成。噴気孔温度414℃(赤外放射温度計、測定距離約40m)。62-3火口で噴気活動再開(1992年9月以来)。62-0火口、62-1火口、振子沢噴気孔群で地温上昇、地熱域・変色域が拡大。 9月火山ガス：山麓で広葉樹葉枯れ。9月29日熱泥水噴出：62-2火口底に高さ約2mの熱泥水噴出、西側内壁に新噴気孔形成。熱泥水は10月5日にも確認。 10月9日高感度カメラにより62-2火口付近が夜間明るく見える現象を観測。以降時々観測される。 10月12日噴煙活動活発化：62-2火口から黒灰色の噴煙を2回噴出。 10月13日62-2火口の熱泥水噴出を確認。熱泥水噴出箇所は直径約5mの窪地となり、中心部から白色噴煙を勢よく噴出。62-2火口北西側内壁の噴気孔温度460℃。 1、2、5、7、9月微動発生。
1999(平成11)年	火山性地震	5月27日空振を伴う火山性地震を観測。波源は62-2火口付近と推定。表面現象なし。
2000(平成12)年	火山性微動、噴気、火山性地震、泥噴出	1月1日約18分間の火山性微動を観測。 2月24日地熱活動：遠望観測で前十勝の北西斜面に新たな噴気を確認。 6月21、25日有感地震：21日11:09、現地観測中の気象庁職員が震度1程度の揺れを感じた(山麓では無感)。25日白金温泉で有感。 7月23日熱泥水噴出：62-2火口底で熱泥水噴出を確認。北西側内壁の噴気孔温度507℃。7月23日熱泥水噴出：62-2火口底で熱泥水噴出を確認。北西側内壁の噴気孔温度507℃。
2002(平成14)年	火山性微動	1、3、5、9月に火山性微動発生。
2003(平成15)年	火山性微動	2月8日規模のやや大きな火山性微動を観測(継続時間約37分)、その後6月中旬までに6回の微動が観測されたが、規模は次第に小さくなった。いずれも表面現象等に異常は認められなかった。
▲2004(平成16)年	水蒸気噴火	2月25～26日ごく小規模な噴火。 4月19日62-2火口から火山灰混じりの有色噴煙、振幅の小さな火山性微動も発生。4月9、12日にも振幅小さな火山性微動が発生。 11月火山性微動発生。
2005(平成17)年	火山性微動	6、7、9月火山性微動発生。
2006(平成18)年	火山性微動	2月火山性微動発生。
2007(平成19)年	地殻変動、火山性微動	6月の現地観測で62-2火口浅部の局所的な膨張観測、以降継続。 7月火山性微動発生。
2008(平成20)年	火山性微動	6、7月火山性微動発生。
2009(平成21)年	火山性微動	4、5、7、10月火山性微動発生。
2010(平成22)年	噴気、火山性微動	5月以降大正火口の噴気量やや増加。 2、5、7月火山性微動発生。
2011(平成23)年	火山性微動	1、2、8、11月火山性微動発生。
2012(平成24)年	火口が明るく見える現象、火山性微動	6月30日夜間に大正火口が高感度カメラで明るく見える現象が発生し、7月4日の夜間まで継続。原因は高温の火山ガス噴出や硫黄の燃焼等によると推定。 7月1日に実施した上空からの観測で噴出物の痕跡なし。同日実施したガス観測でやや多量のSO <sub>2</sub> (約600t/day)観測。SO <sub>2</sub> 放出量は次第に低下。 1、7月火山性微動発生。
	火山性地震	12月2日一時的に地震増加。13:37の地震で白金温泉地区及び十勝岳温泉地区、13:49の地震では白金温泉地区で、それぞれ震度1に相当する揺れがあったと推定。
2014(平成26)年	地殻変動、火山性微動・地震	7～11月山体浅部の膨張。 9月火山性微動、12月62-2火口付近のごく浅い所で地震増加。 11月以降常時微動の振幅レベルが間欠的に増大。

年代	現象	活動経過・被害状況等
2015(平成 27)年	地震、地殻変動、熱	4～7月 62-2 火口付近のごく浅い所で地震増加。 7月 14 日旧噴火口付近のマグニチュード 1.0 の地震により吹上温泉地区で震度 1 に相当する揺れがあったと推定。 5～7月 山体浅部の膨張、62-2 火口南縁と振子沢噴気孔群の間で亀裂。 6 月以降、振子沢噴気孔群で地熱域拡大、前十勝で列状噴気。62-2 火口底に湯だまり出現。
2017(平成 29)年	泥水噴出、熱、地震、地殻変動	6月 62-2 火口底で熱泥水確認。7月グラウンド火口付近で地震増加。 7月 7 日 2 時 24 分のマグニチュード 2.0 の地震により、十勝岳温泉地区で震度 1 に相当する揺れがあったと推定。 9月 振子沢噴気孔群の噴気温度上昇(最高 503℃、表面がコークス状)。 2006 年以降見られていた山体浅部の膨張を示す変動は秋頃からほぼ停滞。
2018(平成 30)年	地震、火山性微動、地殻変動	5月 29 日以降、62-2 火口付近のごく浅い所で一時的な地震増加や火山性微動発生、山体浅部のごくわずかな地殻変動を時折観測。
2019(令和元)年	地震、地殻変動	11月 1 日～5 日 62-2 火口方向が上下する傾斜変動を観測、同時期に 62-2 火口付近のごく浅い所で地震増加。
2020(令和 2)年	微弱な火映、地震、地殻変動	1月 20～21 日 62-2 火口付近のごく浅い所で一時的な地震増加及び火山性微動と同時に 62-2 火口方向が上がる傾斜変動を観測、その後反転し 3 月初め頃まで継続。 2月 26 日振幅の大きな地震発生。27 日一時的な地震増加。 6月 7～19 日 62-2 火口で微弱な火映を観測、火口内に明瞭な高温域出現(約 400℃)。 9月 14 日火山性微動と同時に 62-2 火口方向が上下する傾斜変動を観測。
2021(令和 3)年	微弱な火映、熱、地震	4月 7～13 日 62-2 火口で微弱な火映を観測。 8月 7 日グラウンド火口付近で。マグニチュード 2.2 の地震。 8月前十勝西側の植物枯死域拡大。 9月前十勝北西側の斜面上に複数の噴気と地熱域を確認。

〔十勝岳有史以降の火山活動(気象庁ホームページ)に近年の活動を追記〕  
[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/sapporo/108\\_Tokachi/108\\_history.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/sapporo/108_Tokachi/108_history.html)

### 3 想定する噴火場所、噴火様式、火山現象とその影響範囲

#### (1) 想定する噴火場所

62-2 火口及び大正火口とその周辺とする。20 世紀以降のマグマ噴火及び水蒸気噴火は、いずれも大正火口及び 62 火口群で発生している(1952 年から 1959 年の噴火を除く)。また、62 火口群の中でも 62-2 火口では 1988 年以降噴火が発生しており、現在も活発な噴煙・噴気活動が続いている。こうした事実を踏まえて上記の通り噴火場所を想定した。例外として、1952 年から 1959 年の間は昭和火口で水蒸気噴火を繰り返した事例がある。このように、特に水蒸気噴火については想定した噴火場所以外で発生する可能性は否定できない。少なくとも過去 1 万年間に噴火が発生した可能性が指摘されている火口およびその周辺では、突発的に噴火が発生し得ることに留意しておく必要がある。想定した噴火場所以外で噴火が発生した場合には、状況に応じた噴火警戒レベルが気象台から発表される。

#### (2) 想定する噴火様式

過去 1 万年間の活動履歴を踏まえ、水蒸気噴火とマグマ噴火(マグマ水蒸気噴火含む)を想定する。なお、マグマ噴火の様式を細分(プリニー式、ブルカノ式など)して想定することは行わないが、過去事例を踏まえると、ストロンボリ式噴火、ブルカノ式噴火、マグマ水蒸気噴火、プリニー式噴火に類似した噴火様式が考えられる。

#### (3) 想定する火山現象とその影響範囲

過去 1 万年間の活動履歴を前提とし、火山現象とその影響範囲を以下の通り想定する。

## ア 想定する火山現象

想定する火山現象を、噴火様式ごとに以下のように想定した。なお、十勝岳において火砕流・火砕サージの発生が確認されている噴火活動は、いずれもマグマ噴火であると考えられていることから、マグマ噴火のみこれらの現象を想定した。

- 水蒸気噴火：小さな噴石及び火山灰の降下、大きな噴石の飛散
- マグマ噴火：小さな噴石及び火山灰の降下、大きな噴石の飛散、火砕流・火砕サージの流下、融雪型火山泥流の流下、溶岩流の流下、岩屑なだれの流下

## イ 想定される火山現象の特徴

### (ア) 大きな噴石

噴火によって火口から放出される固形物のうち、概ね 20～30 cm以上の風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する噴石のこと。避難までの時間猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。

### (イ) 火砕流・火砕サージ

噴火により放出された破片状の固形物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百km以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく重要な災害要因となりえる。

火砕サージは、火砕流の一種で火山ガスを主体とする希薄な流れのことをいい、流動性が高く、高速で流れ尾根を乗り越えて流れ、高温の場合は火災を引き起こすこともある。発生前に予測することが困難なため、防災対応上は噴火警報等で「火砕流」の中に含めて警戒を呼びかける。

### (ウ) 溶岩流

溶けた岩石が地表を流れ下る現象のこと。流下速度は、地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。

### (エ) 岩屑なだれ

山体の斜面あるいは山体の大部分が一挙に崩壊し、高速で流れ下る現象のこと。土石流と異なり水を多くは含まない状態で発生・流下する現象である。

積雪期に発生すると崩壊により雪が融かされ泥流を形成することがある。

### (オ) 融雪型火山泥流

積雪期の火山活動（火砕流、噴石、火山灰などの高温の火山噴出物や岩屑なだれ等）によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生する火山泥流のこと。流速は、時速数十kmに達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。短時間に大量の水が供給されることで通常の土石流や泥流に比べて流下速度が速く、到達距離が長くなるために人的、物的に大規模な災害となりやすい。

### (カ) 小さな噴石や火山灰の飛散

噴火によって火口から放出される固形物のうち、直径数cm程度の風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石を小さな噴石といい、比較的細かいもの（直径2mm未満）を火山灰という。ただし、小さな噴石は、火口付近では弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。火山灰は、風によって火口から離れた広い範囲に拡散し農作物、交通機関（特に航空機）、建造物などに影響を与える。

## ウ 想定する影響範囲

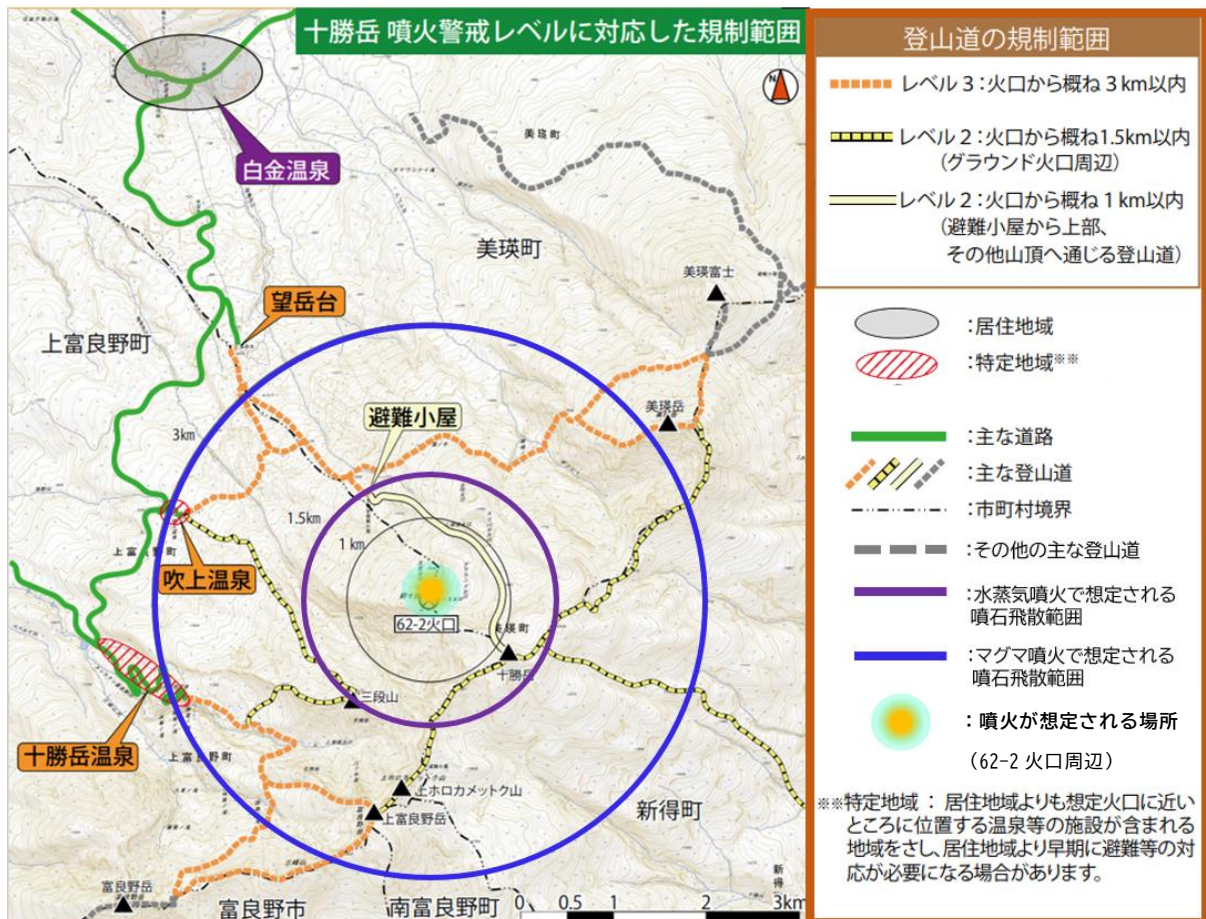
表 1-2 十勝岳で想定される火山現象と影響範囲

噴火場所	噴火様式	火山現象	影響範囲
62-2 火口及び大正火口とその周辺	水蒸気噴火	大きな噴石の飛散	火口から概ね 1.5km 以内
	マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火含む)	大きな噴石の飛散	火口から概ね3km 以内
		火砕流・火砕サージの流下	火口から概ね 10 km以内
		溶岩流の流下	火口から概ね5km以内
		岩屑なだれの流下	火口から概ね2km以内
様式問わず	融雪型火山泥流の流下	※居住地域まで	
	小さな噴石や火山灰の飛散	—	

※ 山麓部から美瑛川に沿って美瑛町市街地まで、富良野川に沿って上富良野町・中富良野町・富良野市街地まで到達する。

旭野川流域に流れ込んだ場合は、上富良野市街地の南西部から富良野川下流まで被害が広がる可能性がある。

図 1-3 十勝岳の想定噴火場所及び噴石による影響範囲



十勝岳噴火警戒レベルリーフレットから抜粋し、一部改変。

※火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲については、後出の「図 1-5 ハザードマップ」を参照

### 第3節 噴火警戒レベル

#### 1 噴火警戒レベルの区分け

噴火警戒レベルは、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の危険が及ぶ範囲を元に設定されている。

図 1-4 十勝岳の噴火警戒レベル

十勝岳噴火警戒レベルリーフレット裏面

平成20年12月16日運用開始

## 十勝岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生。</li> <li><b>過去事例</b> 1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な融雪型火山泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の噴火に伴う融雪型火山泥流 約3,300年前：噴火に伴う火砕流・火砕サージ</li> <li>●噴煙が火口縁上10,000mを超え、居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の発生が切迫している。</li> <li><b>過去事例</b> 1962年6月30日02時45分：噴火により噴煙の高さが12,000mに達する</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生する可能性が高まる。</li> <li><b>過去事例</b> 1988年12月16日～1989年3月5日：小規模な噴火が繰り返し発生</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、振幅の大きな火山性地震が増加する等、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。</li> <li><b>過去事例</b> 1988年10月～12月：体を感じる規模の地震増加 1962年5月以降：体を感じる規模の地震増加 1926年5月：噴火の10日前から体を感じる規模の地震発生</li> </ul>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、火口直下で火山性地震が増加する等、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。</li> <li><b>過去事例</b> 1985年6月19日：62-1火口でごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴気活動活発化、溶融硫黄流出、昭和火口で噴火 1952年8月17日：昭和火口で噴火 1925年12月：中央火口丘の火口内の新たな火口(大噴)で噴火</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手続の確認、防災訓練への参加等)。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。状況により想定火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。</li> </ul>

注) 「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、地元自治体にお問い合わせください。

  
 令和3年12月

### (1) レベル1(活火山であることに留意)

火山活動は概ね静穏な状態である。ただし、火山性地震の増加、火山性微動の発生、噴煙噴気の高さの増大など一時的に活動が高まることがあり、状況によっては火山ガスの放出や火口内に影響する程度の火山灰の噴出が起これることもある。

### (2) レベル2(火口周辺規制)

火口から概ね 1.5km 以内に影響を及ぼす水蒸気噴火が発生した状態、振幅が大きく継続時間の長い火山性微動が発生するなど、水蒸気噴火が切迫した状態、熱活動が高まった中で火口直下において火山性地震が増加し、場合によっては地殻変動も観測されるなど、水蒸気噴火の可能性が高まった状態を、レベル2の状態と位置付ける。

### (3) レベル3(入山規制)

火口から概ね 3km 以内に影響を及ぼすマグマ噴火が発生した状態、熱活動が高まった中で、振幅の大きな火山性地震が増加し、場合によっては地殻変動も観測されるなど、マグマ噴火の可能性が高まった状態をレベル3の状態と位置付ける。噴火が発生した場合、山麓に影響する火山ガスや火山灰の噴出が起これることがある。

### (4) レベル4(高齢者等避難)

居住地域に重大な影響を及ぼす噴火の可能性が高まっている状態である。居住地域に重大な影響を及ぼす噴火とは、居住地域に達し得る火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流を伴うマグマ噴火である。上記の「噴火の可能性が高まっている状態」は様々想定されるが、避難準備を行うのに妥当な状況となると、予測精度との兼ね合いを考慮しつつも十分な時間的猶予が担保されていなければならない。火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流は、発生してから居住地域に到達するまでの猶予時間が短い。また噴火前に、それらの発生の有無や到達距離を判断することは困難であり、避難準備が妥当と想定できる状況は限られる。十勝岳においては、融雪型火山泥流で想定される影響範囲が非常に広く、猶予時間が短いことや到達距離の判断が難しいことを考えると、可能性が少しでも考えられる時点で早めに避難準備を行う必要がある。そこで積雪期の間は、マグマ噴火が発生した、あるいはその可能性が高まったと判断できた時点(レベル3の状態と判断された時点)をレベル4と位置付ける。

### (5) レベル5(避難)

居住地域に重大な影響を及ぼす現象(火砕流・火砕サージ及びそれらに伴う融雪型火山泥流)が発生した状態、又は切迫している状態である。

上記の現象が切迫している状態とは、噴煙高度が火口縁上 10,000mに達するような噴火が発生した状態やマグマ噴火のリスクが高い中で明瞭で連続的な空振、あるいは振幅の大きな火山性微動が観測されるなど、火砕流・火砕サージを発生させる可能性が高いと考えられる噴火が発生した状態である。

火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の最終的な到達距離(影響範囲)を事前に予測することは困難である。一方、流下速度は非常に速く、迅速な防災対応が求められる。可能な限り時間的猶予を担保するために、それらの現象の発生を確認した時点で、あるいは火砕流・火砕サージを発生させる可能性が高い噴火が発生した時点で、居住地域へ到達する可能性を否定できない状態であるとみなし、レベル5と位置付ける。

## 2 噴火警戒レベル引き上げ・引き下げの考え方について

各噴火警戒レベルの引き上げ・引き下げは、気象庁の噴火警戒レベル判定基準により実施される。表 1-3 の噴火シナリオは、噴火警戒レベル判定の考え方を示したものである。十勝岳の噴火警戒レベル判定基準の詳細は、気象庁ホームページを参照。 <https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevelkijunn.html>

表 1-3 十勝岳の火山活動を踏まえた噴火シナリオ(噴火警戒レベル判定の考え方を示した火山活動シナリオ)

時期	静穏～やや活発化期	水蒸気噴火期	マグマ噴火(マグマ水蒸気噴火)期		噴火終息期	
噴火活動の想定	【平常時】 ・穏やか～噴煙・噴火高の一时的な増大 ・穏やかな地震活動～一时的な火山性地震の増加や振幅が小さい、または継続時間が短い火山性微動の発生 ・山体浅部の緩やかな膨張を示す長期的な地殻変動を観測	【水蒸気噴火発生】 ・火口縁上 1,000m 程度の噴煙 ・大きな噴石が概ね 1.5 km 以内に飛散 【水蒸気噴火の可能性】 ・熱活動活発 ・火口直下で火山性地震が増加 ・上記地震が増加する中で、山体浅部の膨張を示す地殻変動を観測 ・振幅が大きき、継続時間の長い火山性微動が発生	<非積雪期> 【マグマ噴火(マグマ水蒸気噴火)発生】 ・火口縁上 1,000m 程度を超える噴煙 ・大きな噴石が概ね 3 km 以内に飛散 【マグマ噴火(マグマ水蒸気噴火)の可能性】 ・熱活動活発 ・山麓で揺れを感じるような振幅の大きな火山性地震が増加 ・上記地震が増加しつつある中で地殻変動を観測	<積雪期> 【居住地域に被害を及ぼす現象が発生】 ・居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生 【居住地域に被害を及ぼす現象が切迫】 居住地域に被害を及ぼす現象が発生させ得る噴火が発生 ・噴煙高度が火口縁上 10,000m に到達 ・視界不良の状態以下以下の現象が発生 > 明確な連続空撞 > 振幅が大きき連続的な火山性微動	【火山活動の低下】 ・熱活動の低下 ・地震活動の静穏化 ・地殻変動の鈍化～停滞	
噴火警報等	噴火予報	火口周辺警報	火口周辺警報	噴火警報	噴火警報	噴火警報(又は火口周辺警報)→噴火予報
噴火警戒レベル	レベル1 (活火山であることに留意)	レベル2(火口周辺規制)	レベル3(入山規制)	レベル4 (高齢者等避難)	レベル5(避難)	レベル2～5→1

※噴火警戒レベルは、順番に引き上げになるとは限らない。積雪時には、居住地域に重大な被害を及ぼす融雪型火山泥流の切迫性を考慮し、迅速な防災対応を可能とするため、噴火警戒レベル3の判定基準を満たした段階で、噴火警戒レベル4に引き上げる。

## 3 噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方

### (1) 噴火警戒レベルに応じた基本的考え方

十勝岳の噴火警戒レベルは、積雪時に噴火警戒レベル3の判断基準を満たした場合には、居住地区に重大な影響を及ぼす可能性が高まるため噴火警戒レベル4に引き上げることとしている。このため、非積雪期には噴火警戒レベル3から噴火警戒レベル5に引き上げられること、積雪期には噴火警戒レベル2から噴火警戒レベル4に引き上げられることが基本となる。ただし火山の活動状況によって、妥当と評価できる場合は、非積雪期に噴火警戒レベル4を積雪期に噴火警戒レベル3を発表することはあり得る。

このことを踏まえると、噴火警戒レベルに応じた防災対応については、非積雪期と積雪期を区分するとともに、非積雪期において噴火警戒レベル4が、積雪期において噴火警戒レベル3が運用されるか否かで噴火警戒レベルに応じた防災対応が変わってくる。

本計画における基本的な考え方としては、噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応を整理し、非積雪期において噴火警戒レベル4が運用されなかった場合は噴火警戒レベル5が運用された段階で噴火警戒レベル4と5の防災対応を併せて実施し、積雪期で噴火警戒レベル3が運用されなかった場合は噴火警戒レベル

4が運用された段階で噴火警戒レベル3と4の防災対応を併せて実施することとする。

なお、非積雪期で噴火警戒レベル4が、積雪期で噴火警戒レベル3が運用される場合は、噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応に基づくものとする。

以下、本計画で噴火警戒レベルに応じて記載されている事項については上記の考え方を踏まえたものとする。

表 1-4 噴火警戒レベルに応じた基本的考え方(避難情報等の発令)

噴火警戒レベル		レベル2 (火口周辺規制)	レベル3 (入山規制)	レベル4 (高齢者等避難)	レベル5 (避難)
非積雪期： レベル4を 運用せず レベル3→ 5が基軸  ※状況によりレ ベル4が運用さ れることがある。	登山道	火口周辺規制	入山規制		
	特定地域 (吹上温泉)	監視所設置	避難指示 監視所撤去	※ レベル4運用時	
	特定地域 (十勝岳温泉)		高齢者等避難	←-----	避難指示
	火砕流 危険区域		※ レベル3運用時	←-----	高齢者等避難 避難指示
積雪期： レベル3を 運用せず レベル2→ 4が基軸  ※状況によりレ ベル3が運用さ れることがある。	登山道	火口周辺規制	←-----	入山規制	
	特定地域 (吹上温泉)	監視所設置	←-----	避難指示 監視所撤去	
	特定地域 (十勝岳温泉)		←-----	高齢者等避難 避難指示	
	火砕流 危険区域			高齢者等避難	避難指示
	融雪型泥流 危険区域			高齢者等避難	避難指示

※ 早めの防災対応を実施するという観点から、運用されない噴火警戒レベルの防災対応を前段階で実施するという考え方もあるが、十勝岳の噴火警戒レベルは、融雪型泥流の影響を踏まえ早め早めに噴火警戒レベルを引き上げることを考慮し、基本的な考え方を整理した。

## (2) 噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応

### ア 噴火警戒レベル2に引き上げられた場合

- 登山道の立入規制等：火口周辺規制
  - ・ 火口から概ね 1.5km を立入規制（火山活動の状況により概ね 1 Km に縮小）
- 特定地域・居住地の避難等
  - ・ 吹上温泉に監視所開設

### イ 噴火警戒レベル3に引き上げられた場合

- 登山道の立入規制等：入山規制
  - ・ 火口から概ね 3km を立入規制
- 特定地域・居住地の避難等
  - ・ 吹上温泉：避難指示
  - ・ 十勝岳温泉：高齢者等避難
  - ・ 十勝岳火山砂防情報センターに各機関の現地対策本部を開設
  - ・ 望岳台の立入規制、吹上温泉の監視所の撤去、退避
- 国道・道道の通行規制等
  - ・ 道道966

※ 積雪期で噴火警戒レベルが運用されなかった場合は、上記事項を噴火警戒レベル4に引き上げられた段階で噴火警戒レベル4の防災対応と併せて実施



### ウ 噴火警戒レベル4に引き上げられた場合

- 登山道の立入規制等：入山規制
  - 特定地域・居住地の避難等
    - ・ 十勝岳温泉：避難指示
    - ・ 非積雪期：火砕流（火災サージ）危険区域 高齢者等避難
    - ・ 積雪期：火砕流（火災サージ）危険区域、融雪型泥流危険区域 高齢者等避難
  - 国道・道道の通行規制等
    - ・ 非積雪期：道道291、966
    - ・ 積雪期：道道291、966、353
- ※ 非積雪期で噴火警戒レベル4が運用されなかった場合は、噴火警戒レベル5に引き上げられた段階で噴火警戒レベル5の防災対応と併せて実施

### エ 噴火警戒レベル5に引き上げられた場合

- 特定地域・居住地の避難等
  - ・ 非積雪期：火砕流（火災サージ）危険区域 避難指示
  - ・ 積雪期：火砕流（火災サージ）危険区域、融雪型泥流危険区域 避難指示
- 国道・道道の通行規制等
  - ・ 積雪期：国道237 道道824、581、775、299

### (3) 留意事項

- ア 高齢者等避難・避難指示は気象台、学識経験者等の情報を受け判断する。
- イ 降雨型泥流については、降灰の発生状況と降雨の状況を踏まえ、土砂災害危険区域の設定、警報に基づく高齢者等避難・避難指示の発令等を関係機関と連携しつつ適切に対応する。
- ウ 火砕流（火災サージ）危険区域、融雪型泥流危険区域は、平成29年7月に協議会で作成した十勝岳火山ハザードマップに基づくものとするが、火砕流（火災サージ）危険区域には白金温泉が含まれるものとする他、ハザードマップでは融雪型泥流危険区域には含まれていない旭野川流域地域についても、防災のための噴火シナリオ3に含まれていることから留意することとする。
- エ 噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応を基本とするが、各市町の地域的な特性や人的・物的資源の状況により柔軟な防災対応を実施するものとする。特に美瑛町の白金温泉、美沢地区等、融雪型泥流が発生した場合に迅速な避難が要求される地域については自主避難の奨励等を含め早めに対応するものとする。
- オ 想定した噴火場所以外からの噴火や想定する影響範囲（大きな噴石の飛散範囲等）を超えるような噴火等、想定外の噴火が発生した場合、協議会は、気象台、北海道等との協議により危険区域を想定し対策を検討する。気象台は、検討された危険区域を考慮し、必要に応じて噴火警報等の発表（切替え）を行う。

## 4 噴火シナリオについて

十勝岳火山防災協議会では、十勝岳の過去の噴火事例をもとに防災のための噴火シナリオ1～3を作成している。この噴火シナリオは、過去の噴火活動の推移を基に各対策時期において必要となる防災対応を検討して作成したものであるが、対応する噴火警戒レベルについては、各対策時期の防災対応に合わせた設定となっており、火山活動の状況に応じた噴火警戒レベル判定のプロセスが考慮されていない点に注意が必要である（噴火警戒レベル判定のプロセスは、「表 1-3 十勝岳の火山活動を踏まえた噴火シナリオ（噴火警戒レベル判定の考え方を示した火山活動シナリオ）」を参照）。

表 1-5 防災のための噴火シナリオ 1

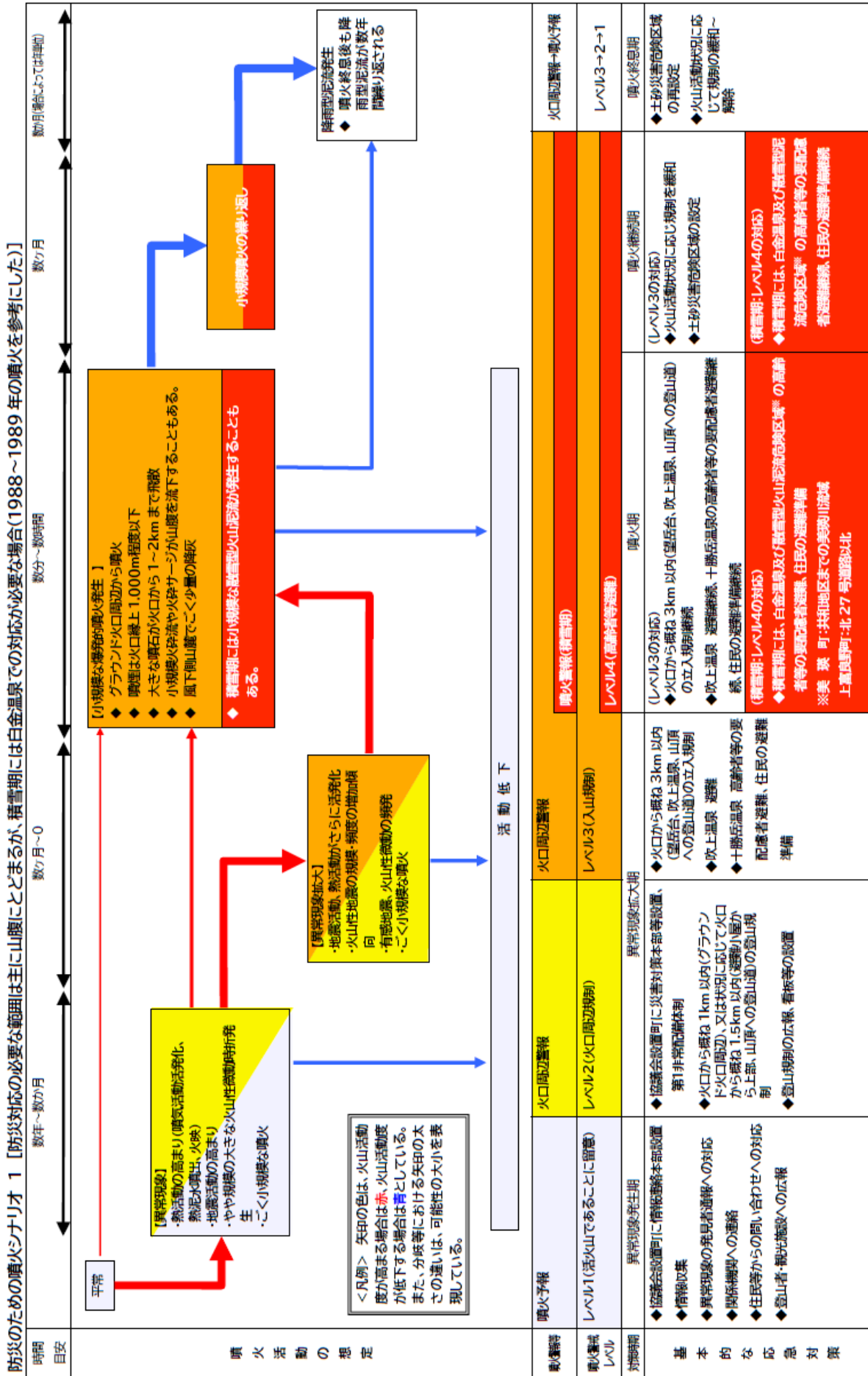


表 1-6 防災のための噴火シナリオ 2

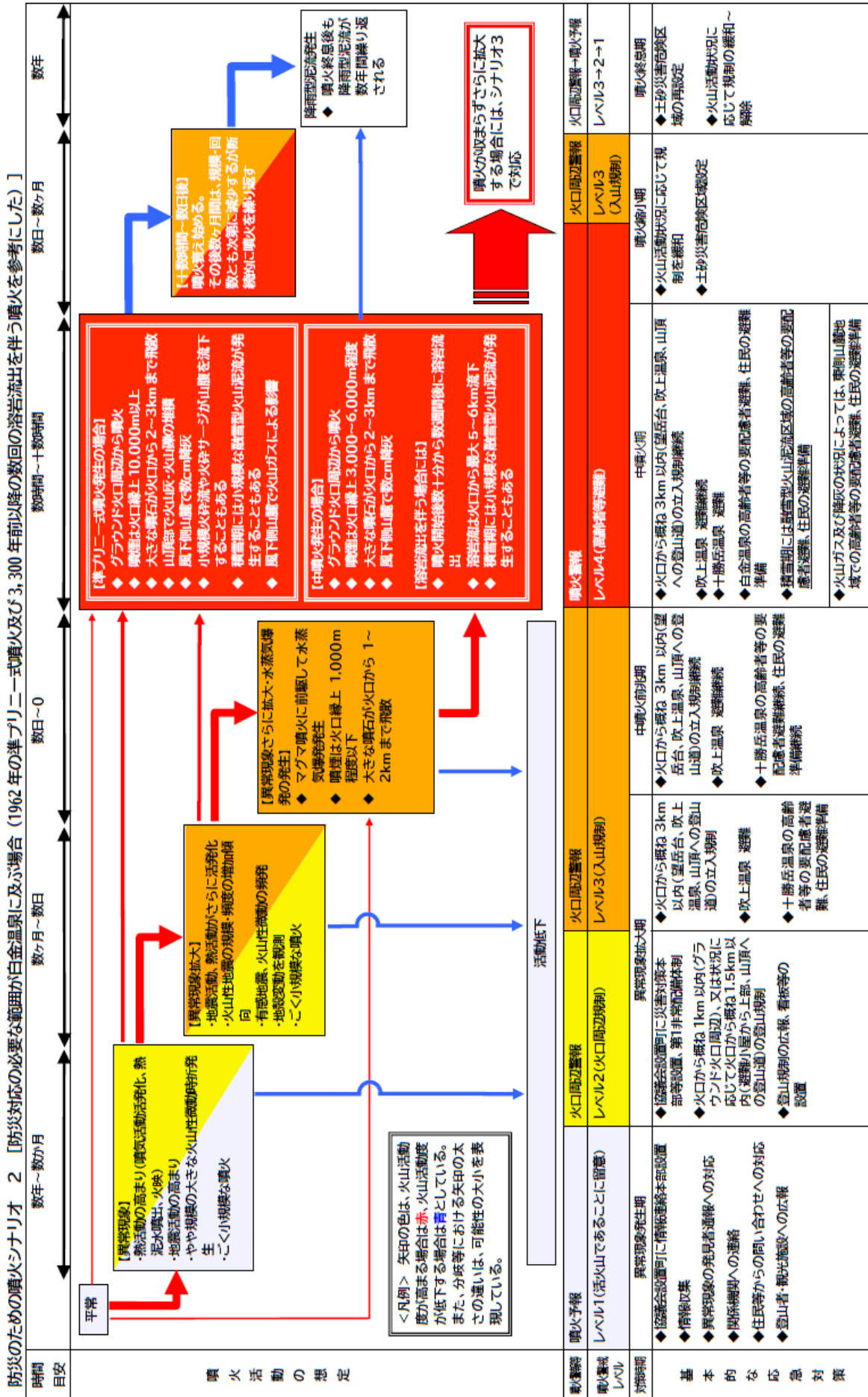
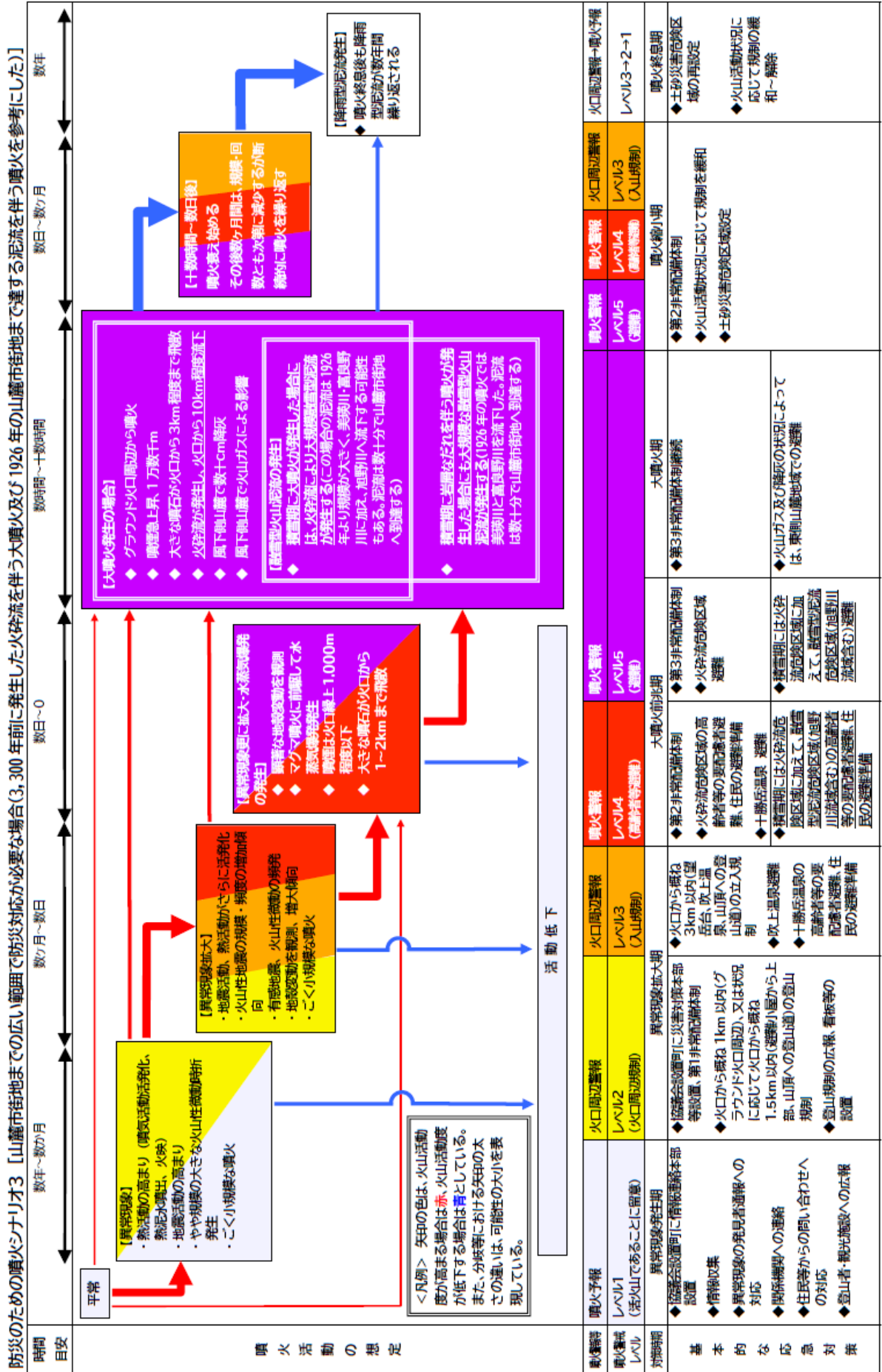


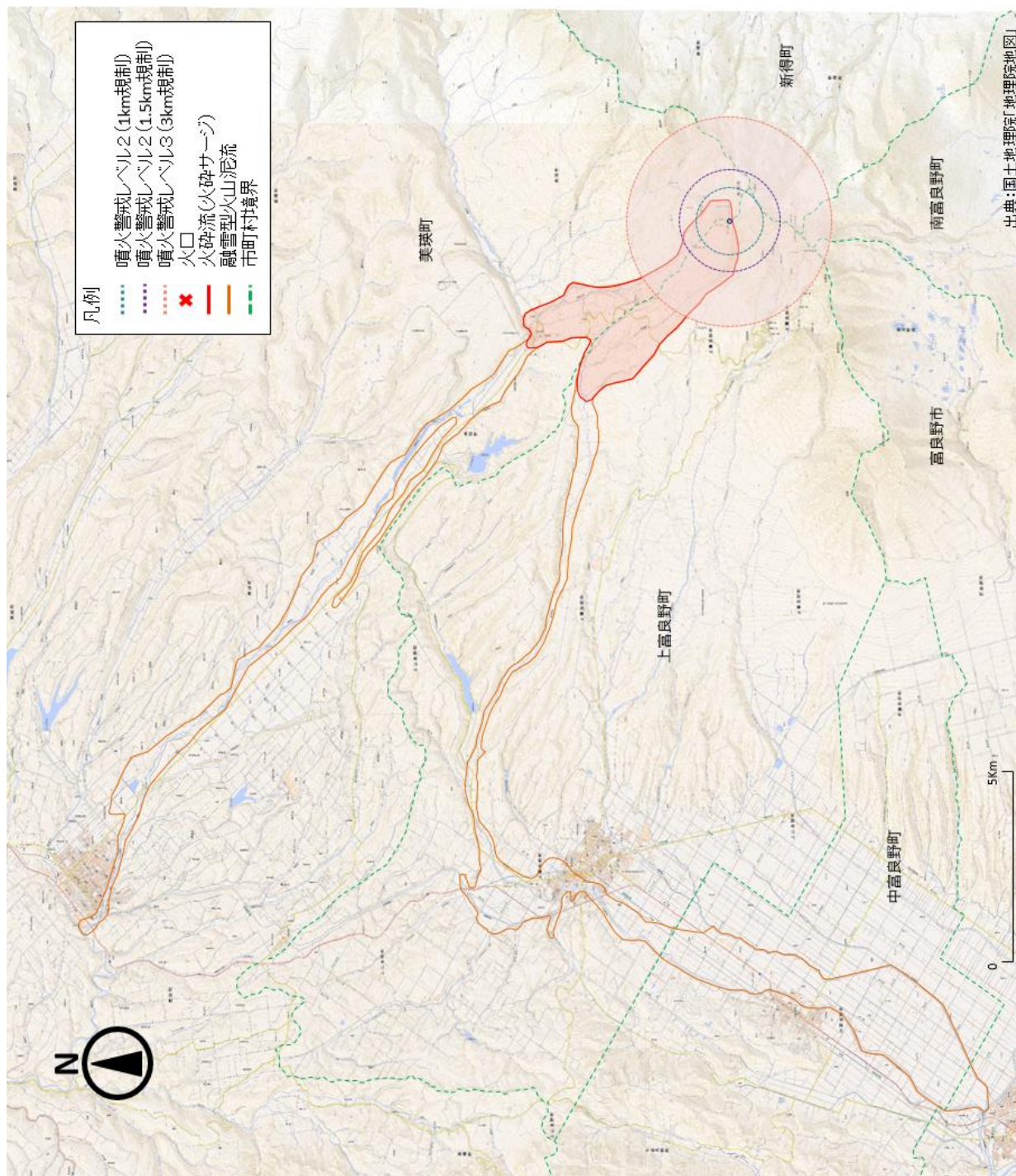
表 1-7 防災のための噴火シナリオ 3



## 5 ハザードマップ

十勝岳火山ハザードマップは、平成29年7月に協議会で作成したものを活用し各自治体の特性に合わせ作成している。

図 1-5 ハザードマップ



## 第2章 事前対策

### 第1節 防災体制の構築

#### 1 道・市町の防災体制

十勝岳火山防災協議会を構成する北海道及び各市町等は、噴火時等において火山活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。

十勝岳の噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、十勝岳の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援体制の確立等を推進するため、北海道及び各市町等は、それぞれの判断に基づき災害対策本部等を設置する。噴火警戒レベルに応じた体制は以下のとおりである。

##### (1) 噴火警戒レベル1→通常体制

噴火警戒レベルが引き上げられるまでに至らない場合でも、地震活動や噴気活動の活発化等の状況に応じ、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されることもある。当該情報が発表された場合、防災・危機管理部門を中心に庁内及び関係機関との情報収集・伝達による情報共有を図れる体制をとる。

##### (2) 噴火警戒レベル2→情報連絡体制（情報連絡本部設置等）

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、防災・危機管理部門を中心に庁内及び関係機関との情報収集・伝達による情報共有を図れる体制をとる。

##### (3) 噴火警戒レベル3→警戒体制（災害対策本部（第1非常配備）設置等）

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、道・市町は災害対策本部（第1非常配備）等を設置し、防災・危機管理部門の他、庁内の関係部署が連携し関係機関との情報共有、災害対応ができる体制をとる。。

##### (4) 噴火警戒レベル4、5→非常体制（災害対策本部（第3非常配備）設置等）

噴火警戒レベルが4または5に引き上げられた場合、道・市町は災害対策本部（第3非常配備）等を設置し、全庁体制で関係機関と連携し災害対応を実施できる体制をとる。

##### (5) 災害対策本部の代替設置場所

美瑛消防署、上富良野町役場、中富良野町役場は、既存の火山ハザードマップでは影響の範囲外にあるものの、影響範囲に近く、条件が変わると融雪型火山泥流が流れ込む可能性がある。そのため、各町では、災害対策本部設置施設の代替施設を検討する。

表 2-1 地域防災計画における体制

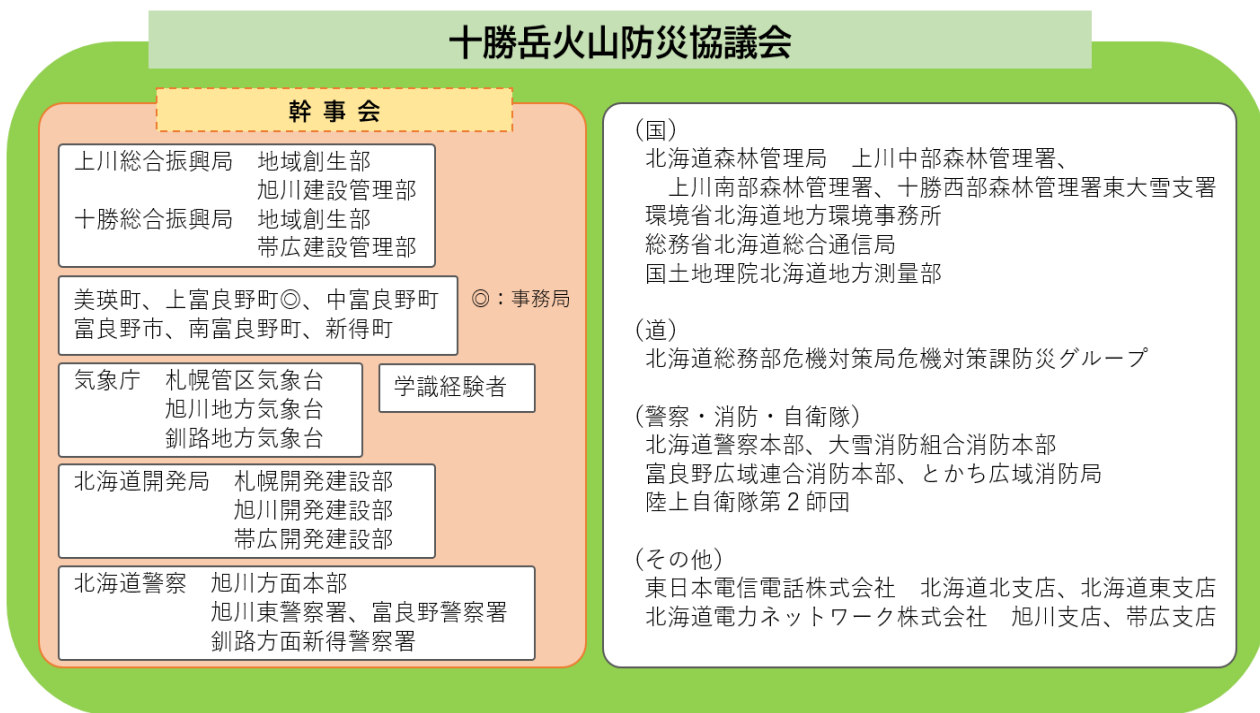
噴火警戒レベル	北海道	上川・十勝 総合振興局	美瑛町	上富良野町	中富良野町	富良野市	南富良野町	新得町	
レベル1 [活火山であることに留意]	【通常体制】								
レベル2 [火口周辺規制]	第1非常配備 (災害対策連絡本部設置前)	第1非常配備 (災害対策地方連絡本部設置前)	情報連絡本部 (警戒体制)	情報連絡本部 (警戒体制)	災害対策 連絡会議 (警戒配備体制)	非常警戒本部	災害対策 連絡会議 (警戒配備体制)	第1非常配備 (災害対策本部設置前)	
レベル3 [入山規制]	災害対策 連絡本部 (第2非常配備)	災害対策地方 連絡本部 (第2非常配備)	災害対策本部 (第1非常配備)	災害対策本部 (第1非常配備)	災害対策本部 (第1非常配備)	災害対策本部 設置前 (第1非常配備)	災害対策本部 (第1非常配備)	第1非常配備 (災害対策本部設置前)	
レベル4 [高齢者等避難]	災害対策本部 (第3非常配備)	災害対策地方 本部 (第3非常配備)	災害対策本部 (第3非常配備)	災害対策本部 (第3非常配備)	災害対策本部 (第2非常配備)	災害対策本部 (第2非常配備)	災害対策本部 (第2非常配備)	災害対策本部 (第2非常配備)	
レベル5 [避難]	災害対策本部 (第3非常配備)	災害対策地方 本部 (第3非常配備)	災害対策本部 (第3非常配備)						

※ 災害の規模及び特性に応じ上記によらず臨機応変の配備態勢を整えるものとする。

## 2 十勝岳火山防災協議会の構成機関の役割

### (1) 構成機関

図 2-1 十勝岳火山防災協議会の構成機関



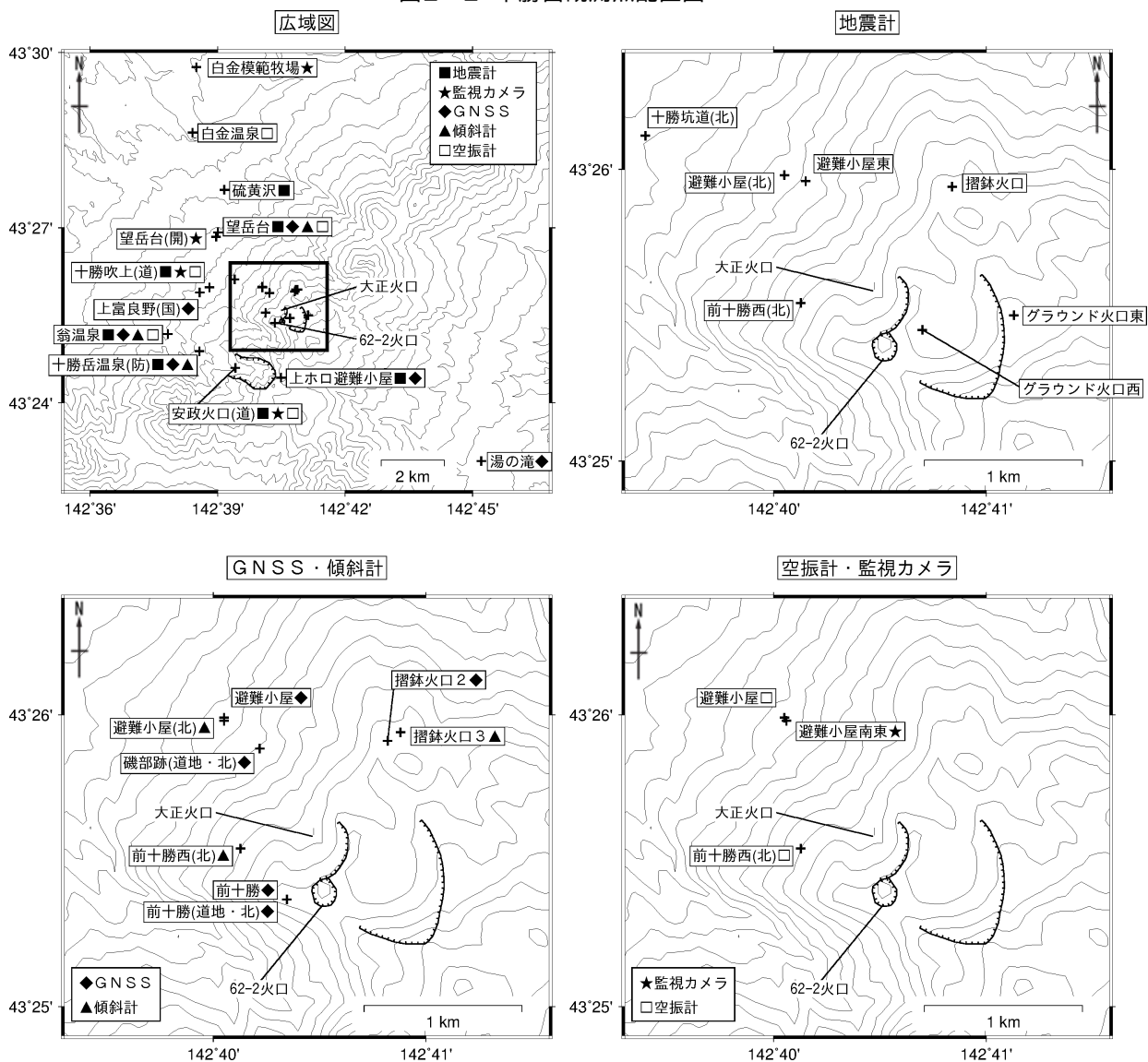
## (2) 構成機関の役割

表 2-2 十勝岳火山防災協議会主要構成機関等の役割

構成機関	平常時	火山現象発生時
十勝岳火山防災協議会	・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討	・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 ・規制範囲の拡大、縮小に関する協議等
気象庁	・火山活動の監視、観測、評価（観測結果を毎月 HP 等で発表） ・関係機関に対する情報提供 ・ホームページ等による火山情報の提供 ・防災知識の普及・啓発	・火山活動の監視、観測、評価 ・噴火警報・予報、火山防災情報等の発表・解説 ・報道機関対応、ホームページ等による火山情報の提供 ・関係機関に対する情報提供 ・現地調査
北海道開発局	・火山活動の監視、観測 ・土砂災害に対する調査・対策 ・直轄国道の交通規制場所・配置時期の検討	・火山活動の監視、観測 ・直轄国道の交通規制 ・道路規制情報の提供 ・降灰量調査、降灰除去・支援
北海道森林管理局	・管理区域の状況把握・対応 ・入林者への規制情報の提供	・入林者への規制情報の提供 ・林道の立入規制 ・標識等の設置 ・管理区域の降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査
国土地理院	・公共測量の技術的助言 ・地理情報システムの活用支援 ・火山活動の監視、観測	・防災関連情報の提供 ・地理空間情報の整備・提供 ・火山活動の監視、観測
陸上自衛隊	・救助体制の整備 ・災害派遣準備（監視所等の選定）	・災害派遣 ・監視所、ヘリコプター等による火山活動の監視 ・避難者の救助、搬送、収容等
北海道	・噴火活動の監視、観測 ・土砂災害に対する調査・対策 ・直轄道路の交通規制場所・配置時期の検討	・噴火活動の監視、観測 ・各種情報収集・通報等 ・降灰量調査、降灰除去・支援 ・道路規制情報の提供、通行規制 ・緊急ハード・ソフト対策（立木伐採、砂防堰堤堆砂敷の掘削等） ・自衛隊への災害派遣要請 ・報道機関対応
市、町	・住民、登山者、観光客等への情報提供（ホームページ、チラシ、看板等） ・防災知識の普及・啓発 ・火山防災マップの作成・周知 ・防災訓練の実施	・噴火警戒レベルに応じた態勢確立 ・火山情報・被害情報の収集、通報、伝達 ・入山規制（登山道や道路規制） ・住民・登山者・観光客への情報提供 ・報道機関対応 ・避難指示等の発令（判断） ・避難所等の開設 ・降灰量調査、降灰除去
消防	・救助体制の整備等	・人命救助、救助に関する活動 ・避難誘導・搬送
警察	・救助体制の整備等 ・交通規制配置要領の検討 ・登山計画書の提出促進	・登山者の確認 ・人命救助、救助に関する活動 ・避難誘導・搬送
学識経験者	・火山活動の監視、観測 ・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言	・火山活動の監視、観測 ・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言
その他関係機関	・火山情報の収集	・火山情報・被害情報の収集 ・現地調査 ・各種災害対応



図2-2 十勝岳観測点配置図



各機器の配置図は、広域図内の口で示した領域を拡大したものです。

+印は観測点の位置を示します。気象庁以外の機関の観測点には以下の記号を付しています。

- (開) : 国土交通省北海道開発局
- (国) : 国土地理院
- (北) : 北海道大学
- (防) : 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- (道) : 北海道
- (道地) : 地方独立行政法人北海道立総合研究機構工ネルギー・環境・地質研究所

### 3 噴火警戒レベルと防災対応の整理

#### (1) 噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要

第1章第3節「噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方」に基づき対応

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火警戒 レベル	北海道 (上川・十勝 総合振興局)	美瑛町	上富良野町	中富良野町	富良野市	南富良野町	新得町
1	注意喚起						
2	・火口周辺 規制状況 の把握	・火口周辺 規制 ・必要に応 じて登山 道の閉鎖	・火口周辺 規制 ・必要に応 じて登山 道の閉鎖	・規制範囲 の周知	・火口周辺 規制 ・必要に応 じて登山 道の閉鎖	・規制範囲 の周知	・火口周辺 規制 ・必要に応 じて登山 道の閉鎖
3	・入山規制 状況等の 把握	・入山規制 (立入規制)	・入山規制 (立入規制)	・規制範囲 の周知	・入山規制 (立入規制)	・規制範囲 の周知	・入山規制 (立入規制)
4	・避難状況 の把握	・高齢者等 避難の発令	・高齢者等 避難の発令	・高齢者等 避難の発令	・高齢者等 避難の発令	・規制範囲 の周知	・入山規制 (立入規制)
5	・避難状況 の把握	・避難指示 の発令	・避難指示 の発令	・避難指示 の発令	・避難指示 の発令	・規制範囲 の周知	・入山規制 (立入規制)

#### (2) 十勝岳火山防災協議会の対応

第1章第3節「噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方」に基づき対応

##### ア 噴火警戒レベル1の対応

- 平時の場合
  - ・ 定例会（火山防災協議会、幹事会）開催
  - ・ 火山に関する情報の収集及び異常現象等の各種情報共有
  - ・ 十勝岳火山避難計画の改訂の検討
  - ・ 防災訓練の企画・実施
- 気象庁から火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合
  - ・ 必要により実務者（+学識経験者）による幹事会を開催し、関係機関と情報を共有、住民・登山者、旅行者等への注意喚起
  - ・ 噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等

##### イ 噴火警戒レベル2の対応

- 実務者（+学識経験者）による幹事会を開催し、火山活動状況や異常現象等に関する情報を共有するとともに防災関係機関の態勢を確認し、今後の防災対応に関して協議
- 各市町等が行う火口周辺規制（概ね1 km 又は 1.5Km）等の防災対応に関する調整・確認、住民、登山者、旅行者等への注意喚起や風評被害が発生しないための旅行者・登山者・報道関係機関等へ正しい情報提供
- 避難促進施設（代表施設）に対して、噴火警戒レベル2に引き上げられたことを伝達し、情報を共有
- 噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等

##### ウ 噴火警戒レベル3の対応

- 実務者（+学識経験者）による幹事会を開催し、火山活動状況や異常現象等に関する情報を共有、防災関係機関の態勢を確認し、今後の防災対応に関して協議
- 協議会の構成機関との情報連絡体制を強化し、各市町等が行う入山規制（概

ね3Km)、特定地域への避難指示等の発令、道路規制等の防災対応について調整・確認するとともに、登山者、旅行者等への情報提供・避難誘導の実施に関する助言

- 避難促進施設（代表施設）に対して、噴火警戒レベル3に引き上げられたことを伝達し、情報を共有。また、避難を支援
- 噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等
- 積雪期には、必要に応じ避難路確保のための除雪作業に関し調整・助言

## エ 噴火警戒レベル4・5の対応

- 協議会の構成機関は、北海道または災害対策現地合同本部に所管事務の一部が委嘱された場合は、必要な要員を北海道の要請に基づき災害対策現地合同本部等に派遣し情報を共有、今後の防災対応に関し協議  
必要により、北海道が主催する合同会議を開催
- 各市町等が実施する防災対応を確認、助言・支援するとともに協議会の構成機関が連携して実施すべき道路規制等に関する調整・統制を実施
- 国の緊急災害現地対策本部等が設置され火山災害警戒合同会議等が開催される場合、協議会の構成機関は合同会議に参加し国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、今後の防災対応に関し協議
- 合同会議等の構成：国、道、市町、防災関係機関、学識経験者
- 合同会議等の協議事項
  - ・ 噴火警戒レベル4
    - 火山活動状況の分析
    - 噴火活動の見通し
    - 避難が必要となる時期、範囲
    - 避難手段、経路、避難所
    - 住民、報道関係機関への情報発信等
  - ・ 噴火警戒レベル5
    - 火山活動状況の分析
    - 噴火活動の見通し
    - 避難が必要な範囲の拡大、縮小
    - 避難手段、経路、避難所
    - 住民、報道関係機関への情報発信等

※ 十勝岳噴火災害が発生した時、若しくは発生が予測（噴火警戒レベル4以上）され、構成市・町に災害対策本部が設置された場合は、所管事務の一部を北海道または災害対策現地合同本部に委嘱する。

## オ 突発的な噴火時の対応

- 救助活動に関係する市町は、災害対策本部（第3非常配備）を開設するとともに現地合同本部に参集し協議会の救助活動関連機関等と今後の対応を協議
- 突発的な噴火等により要救助者や負傷者が発生した場合は、救助活動の実施に関する調整・助言、必要により救助活動を統制
- 救助活動関連機関：北海道（上川・十勝）、関連市町、救助部隊（警察、消防、自衛隊）、気象庁、開発局、学識経験者 等
  - ※ その他の協議会構成機関にも連絡し、会議等希望する機関は参加
- その他の関係機関は、情報収集体制等、適宜の体制

#### 4 広域避難(広域一時滞在)等の体制構築

火山現象が広範囲にわたって影響を及ぼすことが想定される場合、住民等の避難について市・町境を越える広域避難（広域一時滞在）等が求められる。

市・町は、北海道と連携し、避難先の選定・調整を行うとともに、あらかじめ協議会等において広域避難（広域一時滞在）等における避難者の輸送方法を協議しておく。輸送方法や輸送手段の確保については、輸送機関と協議し、避難先となる市町村とは、避難所等の運営や避難者のための食糧の確保・供給などについて協議し、その連携体制を構築しておくことが必要である。

### 第2節 情報伝達体制の構築

#### 1 火山に関する情報の収集と整理

協議会構成機関が、防災対応のために収集する火山に関する情報は下表のとおりである。

表 2-4 火山に関する各種情報

種 類	内 容	発信元
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表される。</p> <p>なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p> <p>※ 図1-4「十勝岳の噴火警戒レベル」参照</p>	気象庁
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報。</p>	
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>	
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</p>	
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた資料。</p>	
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせする情報。</p>	

種類	内容	発信元
降灰予報	<p>噴火により、何処にどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測をお伝えする情報。</p> <p>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動を取れるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。</p> <p>※ 表2-5「降灰量階級表」参照</p>	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報。	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	北海道開発局

表 2-5 降灰量階級表

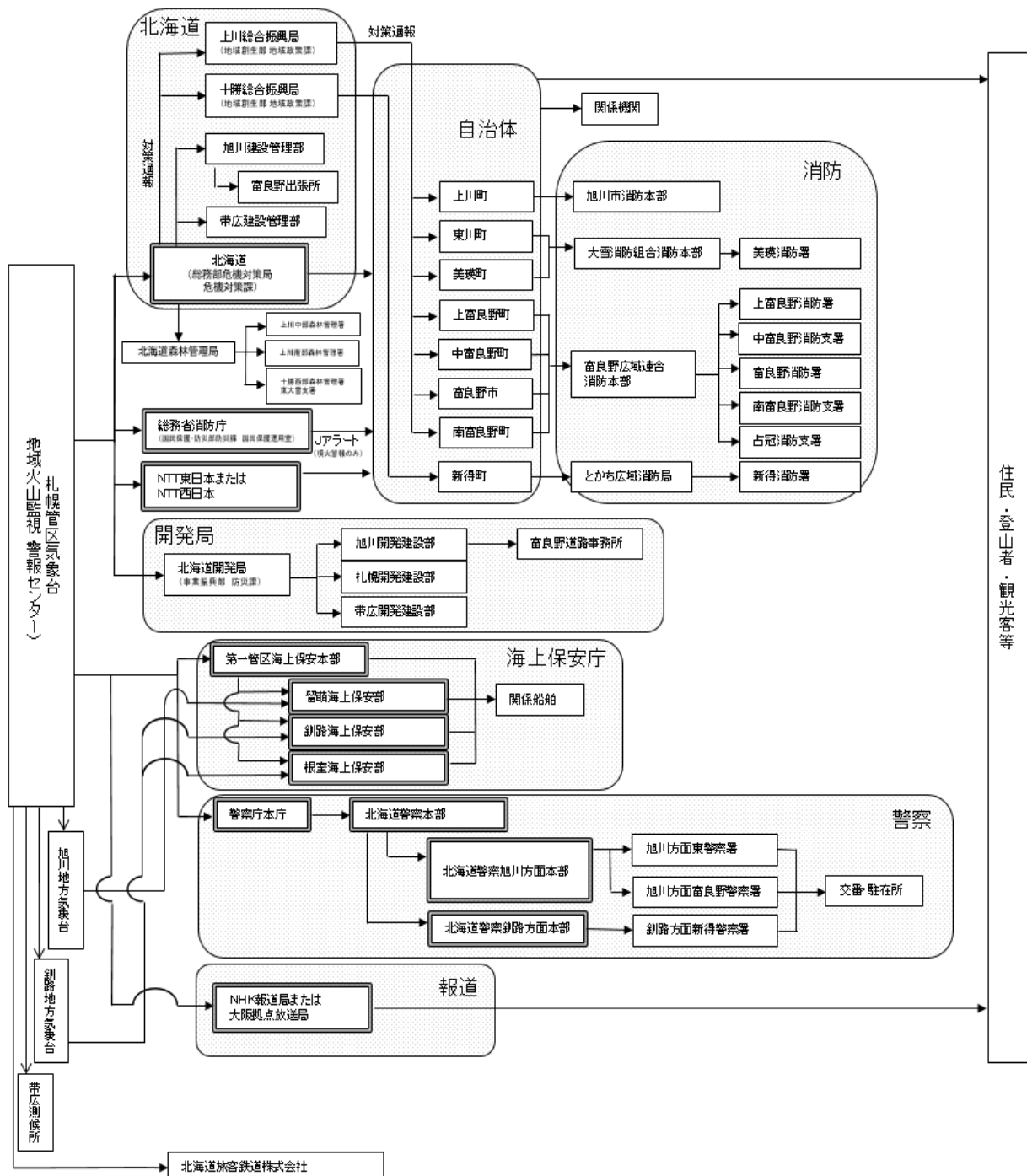
名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始まる	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのが ようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による  
 ※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

## 2 十勝岳火山防災協議会の構成機関における情報伝達

気象庁から発表される噴火警報等を防災情報システムや電話、FAXなどを用いて「噴火警報等情報伝達系統図」の経路で伝達し共有する。

図 2-3 噴火警報等情報伝達系統図



「噴火警報等」とは、「噴火警報」、「火口周辺警報」、「噴火予報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を指す。  
 (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 ※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。  
 ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。  
 ※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

### 3 登山者、住民等への情報伝達と手段

#### (1) 登山者等への情報伝達と手段

##### ア 平常時の情報伝達

北海道、市・町は、ホームページや SNS の活用のほか、観光協会、観光事業者（観光施設、宿泊施設等、旅行代理店）や輸送業者（輸送機関、輸送施設）等の協力を得て、観光施設や主要な駅等で十勝岳が活火山であることや火山活動の状況など情報を掲示し、啓発に努める。

登山者・観光客への周知ポイントとして、十勝岳周辺にある交通機関の駅やバスターミナル、公共施設、商業施設、観光施設、宿泊施設がある。

登山者に対しては、登山口及び登山道、山小屋が情報周知ポイントとなる。

情報周知の手段としては、各掲示板などへ火山の状況や啓発ポスターの掲示、気象庁のリーフレットの配布、その他パンフレットなどを用いて情報の周知を図る。

表 2-6 山小屋の現状

山小屋	位置	管理主体	備考
上ホロカメットク避難小屋	上ホロカメットク山東北東に400m	北海道上川総合振興局 産業振興部林務課	無料・自由使用 雪溪水場（8月上旬まで） ヘルメット・毛布の備蓄有
十勝岳避難小屋	十勝岳北西 2.5km 望岳台登山口から2km	上川中部森林管理署 美瑛合同森林事務所 美瑛町	無料・自由使用 水場なし マスク・ヘルメット・毛布の備蓄有
美瑛富士避難小屋	美瑛富士東 1.0km	上川中部森林管理署 美瑛合同森林事務所 美瑛町	無料・自由使用 雪溪水場
十勝岳望岳台防災シェルター	十勝岳北西 3.5km	美瑛町	噴石等に対応した緊急避難退避舎

##### イ 噴火警報や火山の状況に関する解説情報（臨時）等発表時の広報

北海道、市・町は、噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等が発表された際は、ホームページや SNS 等で、情報が発表されたことを広報する。

また、観光協会、観光事業者（観光施設、宿泊施設等、旅行代理店）や輸送業者（輸送機関、輸送施設）等の協力を得て、観光施設や主要な駅等に看板等を設置し、周知を図るとともに、注意を促す。

火口周辺規制及び入山規制を実施した場合は、防災行政無線や広報車を使用し、立入禁止であることを広報する。

市・町は、国や北海道に対して、必要に応じて、ヘリコプターによる広報活動を要請する。

##### ウ 情報伝達する登山者の把握

情報伝達する登山者を把握するため、北海道警察と連携して、登山計画書の提出に向けた取組を推進する。

なお、提出方法は以下のとおりである。

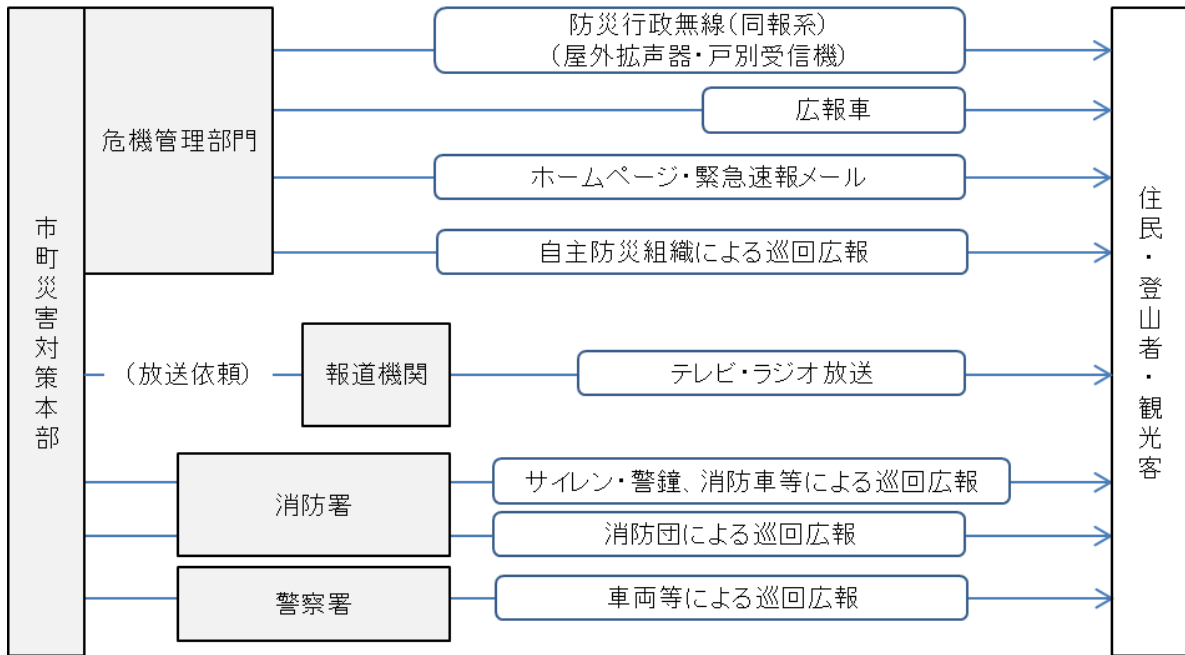
- 北海道警察ホームページ、北海道警察旭川方面本部地域課へ FAX、富良野警察署、その他各警察署・交番で直接提出を受け付けている。
- 北海道警察が協定を結んでいる、公益社団法人日本山岳ガイド協会が運営するサイト「Compass」からも、登山届を提出することができる。
- また、望岳台等、登山道口に設置されている「入山届ファイル」へ記入することで登山・入山していることを知らせることができる。

## (2) 住民への情報伝達

避難等に関する情報や火山活動状況、施設の復旧状況等に応じた生活に関わる支援情報など住民が必要とする情報は多岐に及び。また、火山活動そのものが時間経過とともに変化し、噴火に伴う現象も多岐に及ぶことから、各段階に応じた情報を確実に伝達・広報し、今後の見通しなどもできる限り知らせることが必要である。

特に緊急性の高い避難等の情報伝達体制及び伝達手段を整理する。

図 2-4 避難等の情報伝達体制及び伝達手段



## (3) 要配慮者への情報伝達

要配慮者は、避難等の行動において、即座に対応することが困難であるため、一般住民より早めに情報伝達することが必要なことから、特に一人暮らしの高齢者や聴覚・視覚障害者等には、確実に一人一人に情報を伝える必要がある。

特に、要配慮者は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用しつつ、対応にあたる。

十勝岳周辺にある社会福祉施設等の要配慮者施設に関しては、市町等から各施設に対して、緊急速報メール配信等を確実に実施する。

また、在宅の要配慮者に対しては、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられ、自主防災組織等による個別の情報伝達やTV・ラジオ等のメディアを活用する等の支援を図る。



表 2-7 影響範囲に位置する福祉施設一覧

施設名	所在地	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所 ふくしん	上富良野町泉町 2 丁目 4 番 15 号	0167-45-3506
コミュニティプラザ中茶屋	上富良野町錦町 2 丁目 3 番 28 号	0167-45-2627
認知症グループホーム ほーぷ	上富良野町宮町 4 丁目 69 番 66 号	0167-39-4588
ヒューマンインターフェース(株)	上富良野町宮町 4 丁目 69 番 77 号	0167-39-4545
多機能型事業所 なないろニカラ	上富良野町宮町 1 丁目 1 番 14 号	0167-45-6208
軽費老人ホーム ハイムいしずえ	上富良野町大町 2 丁目 6 番 3 号	0167-39-4055
サービスセンター かみん	上富良野町大町 2 丁目 8 番 4 号	0167-45-2256
介護老人保健施設上富良野	上富良野町大町 3 丁目 2 番 15 号	0167-45-3171
上富良野町子どもセンター	上富良野町大町 3 丁目 2 番 22 号	0167-45-6501
サポートセンター 橙	美瑛町南町 1 丁目	0166-92-0740
多機能型グループホーム 虹	美瑛町南町 3 丁目 3 番 8 号	0166-92-2630
美瑛慈光園	美瑛町南町 4 丁目 4 番 18 号	0166-92-4111
美瑛サービスセンター すずらん	美瑛町南町 5 丁目	0166-68-7155
満天の丘 輝星	美瑛町栄町 3 丁目 1 番 8 号	0166-74-3308
小規模サービスセンター あすか	美瑛町栄町 3 丁目 4 番 32 号	0166-92-5678
有料老人ホーム びえいの郷	美瑛町大町 2 丁目 5 番 28 号	0166-92-7700
アトリエ・トムテ	美瑛町美沢美生	0166-92-0851

#### (4) 避難促進施設との情報伝達体制

##### ア 平時の体制

避難促進施設との間で、平時から、火山の活動状況や市・町の活動状況などについて、情報共有を図る。

##### イ 噴火警報や火山の状況に関する解説情報（臨時）等発表時の情報伝達体制

市・町は、噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等が発表された場合、地区一体となって避難確保計画を作成している地区については代表施設、それ以外は各避難促進施設に、情報・警報が発表されたことを電話や FAX、防災行政無線等を用いて、確実に情報の伝達を行う。

#### 4 異常現象の通報と情報共有体制

北海道、市・町は、十勝岳周辺において草木の立枯れ、噴煙量・色等などの異常現象が発見された場合、市・町、気象庁、消防本部・消防署、警察署・交番等へ通報するよう、平常時から住民及び登山者等に周知を図る。

##### 異常現象の例

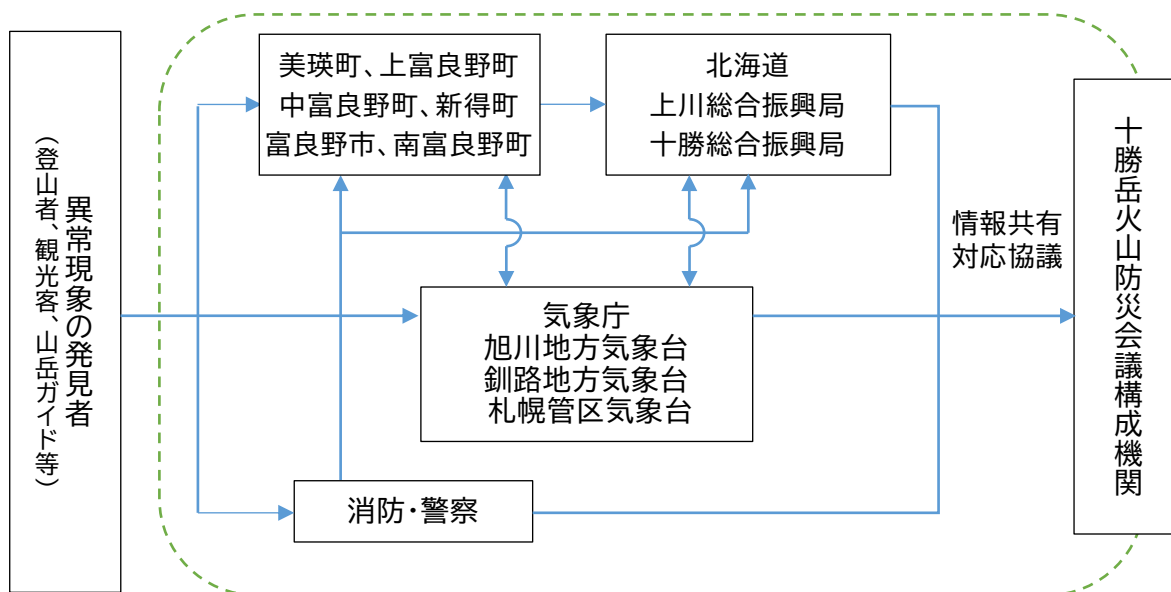
- ・ 火映現象、鳴動の発生、地震の群発
- ・ 山崩れ、地割れ、土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化
- ・ 噴火孔の新生・拡大・移動および噴煙量・色等の異常な変化
- ・ 湧水の新生・枯渇又は量・味・色・濁度・温度等の異常な変化
- ・ 顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木立枯れ等
- ・ 温泉水温度の異常な変化 等

市・町、消防本部・消防署、警察署・交番は、住民及び観光客・登山者、山岳ガイド等から異常気象等の通報があった場合には、これを受理し、集約して北海道・市・町・気象庁へ伝達する。

北海道・市・町は、必要に応じて、十勝岳火山防災協議会（幹事会等）を開催し、各関係機関との情報共有や対応策の検討を行う。

気象庁は、異常現象の発見者から直接通報があった場合は、協議会に所属している北海道・市・町および関係機関と情報を共有するとともに、必要に応じ火山機動観測班等を派遣し、現地調査を行う。

図 2-5 異常現象の通報伝達体制図



### 第3節 避難のための事前対策

#### 1 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

表 2-8 避難指示等の発令基準と範囲

情報の種類	発令基準	対象範囲
火口周辺規制	・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表された場合 （火口から概ね1.5 kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生あるいは噴火の可能性）がある場合	火口周辺
入山規制	・噴火警戒レベル3（入山規制）の噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表された場合 （火口から概ね3 kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生あるいは噴火の可能性）がある場合	火口から居住地近くまで
高齢者等避難	・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報（居住地）又は噴火警報が発表された場合 （居住地に被害を及ぼす噴火の可能性）がある場合	居住地及びそれより火口側

情報の種類	発令基準	対象範囲
避難指示	・噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合 （居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生あるいは切迫している場合）	
警戒区域の設定		災害対策基本法第63条により市、町長が立入規制区域を設定

## 2 住民避難の考え方

火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流の影響が及ぶ可能性がある範囲を「警戒が必要な範囲」として、コミュニティを重視した地区単位で避難対象地域を設定する。

住民の避難にあたっては、次のことに留意する。

- ・ 人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。
- ・ 噴火警戒レベル3（入山規制）・レベル4（高齢者等避難）の段階であっても、火山活動の状況によっては、気象庁、学識経験者の助言により必要に応じて避難指示や高齢者等避難を呼びかけるものとする。

## 3 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定

避難対象者が、噴火現象から、一時的に身の安全を確保する場所及び避難行動要支援者等の避難の際に拠点となる場所を「指定緊急避難場所」とする。また、避難対象者等が、避難生活を送るため一定期間滞在する場所を「指定避難所」とする。

高齢者や障害をもった避難行動要支援者は、「福祉避難所」を設置し何らかの特別な配慮が必要となる。

### (1) 火口周辺地域（登山者・観光客等）

火口周辺地域における指定緊急避難場所等は、下表のとおりである。

突発的に噴火した場合、各登山道において安全な岩陰等において一時退避した後、噴火が収まってから安全を確保しつつ指定緊急避難場所等に移動する。

表 2-9 避難地区・避難先整理表(火口周辺地域)

市町名	No	避難対象地区	一時退避場所	避難ルート	指定緊急避難場所		
			施設名		施設名	収容人員	駐車台数
美瑛町	1	十勝岳・美瑛岳・美瑛富士	美瑛富士避難小屋等	十勝岳・美瑛岳～美瑛富士登山口	美瑛富士登山口駐車場	—	20
	2	十勝岳・美瑛岳	十勝岳避難小屋等	十勝岳・美瑛岳～白金温泉望岳台登山口	十勝岳望岳台防災シェルター	100	40
上富良野町	3	十勝岳・三段山	至近の安全な岩陰	十勝岳・三段山～吹上温泉登山口	白銀荘	100	
	4	十勝岳・三段山・富良野岳	カミホロ避難小屋等	十勝岳・三段山～十勝岳温泉登山口	凌雲閣	100	
富良野市	5	十勝岳・富良野岳	至近の安全な岩陰等	十勝岳・富良野岳～原始ヶ原登山口	原始ヶ原登山口駐車場	—	30
備考	入山者への情報伝達手段：緊急速報メール、エリアメール、防災ヘリ						

(2) 居住地域（住民）

各居住地域における指定避難所等は、下表のとおりである。

各指定避難所等の開設及び運営については、それぞれの市・町の地域防災計画等によるものとする。

表 2-10 避難地区・避難先整理表(居住地域)

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所 (一時集合場所)	所要時間	指定避難所		
						施設名		施設名	収容力	
美瑛町	1	美沢①（一部）	26	64	0	至近の安全な丘陵地	6'	美馬牛小学校	200	
	2	美沢②（一部）	30	115	4		11'			
	3	美沢③④（一部）	25	64	0		2'	農業技術研修センター	50	
	4	美沢⑤（一部）	15	46	0		6'	美瑛中学校	1,500	
	5	美沢⑥（一部）	58	155	1		4'	美馬牛小学校	200	
	6	藤野	51	73	3	農業技術研修センター敷地内、至近の安全な丘陵地	4'	農業技術研修センター	50	
	7	水沢	62	195	1	至近の安全な丘陵地	15'	美瑛中学校	1,500	
	8	白金	17	14	1	白金牧場、十勝岳火山砂防情報センター敷地内	8'	十勝岳火山砂防情報センター	50	
	9	西町、栄町、本町、寿町、南町、丸山、花園の一部	1342	2566	448	憩ヶ森公園	4'	町民センター	1,800	
	10	大町、花園の一部	434	823	83	村山町民スキー場		3'	北区行政区会館	200
								4'	四季の情報館	200
							5'	美瑛小学校	1,200	
	11	旭町、東町、錦町、原野の一部	843	1657	212	本勝寺境内 至近の安全な丘陵地	3'	美瑛中学校	1,500	
	12	中町、幸町、北町、扇町、原野の一部	809	1498	281	北瑛小麦の丘体験交流施設 (旧北瑛小学校グラウンド)	9'	北瑛小麦の丘体験交流施設 (旧北瑛小学校)	200	
								本勝寺	100	
北区行政区会館								200		
町民センター								1,800		
13	福祉避難所（開設・運営等については、美瑛町計画）						保健センター	40		
老人保健施設 ほの香							30			
特別養護老人ホーム 美瑛慈光園							30			

※ 原則、移動手段は、徒歩又は自家用車とし、移動手段がない場合は、市町・陸上自衛隊・警察・消防等の車両による。

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所 (一時集合場所)	所要時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
上富良野町	1	日新	7	24	0	新井牧場白井地先	12'	社会教育総合センター	2,200
	2		2	2	1	細野農場菊地地先	12'		
	3		2	2	0	清富多世代交流センター	18'		
	4	草分	1	3	1	西2線北31号一色地先（南）	12'		
	5		6	18	0	西2線北31号一色地先（北）	12'		
	6		3	6	0	西3線北30号広川地先	12'		
	7		7	23	1	西4線北31号及川地先	12'		
	8		13	30	3	西5線北29号伊藤地先	12'		
	9		2	5	0	西3線北25号高橋地先	12'		
	10		6	18	0	フラワーランド駐車場	12'		
	11		3	5	1	パティースリーメルシー地先	12'		
	12		19	46	2	直接指定避難所へ避難	1'		

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所 (一時集合場所)	所要時間	指定避難所			
						施設名		施設名	収容力		
上富良野町	13	草分	24	51	4		1'	草分防災センター	206		
	14	北町1～3丁目	62	134	2	直接指定避難所へ避難	1'	上富良野西小学校	792		
	15	扇町1～3丁目	111	196	15		1'				
	16	泉町1丁目	109	223	2		1'	泉栄防災センター	265		
	17	泉町2～3丁目	162	372	5		2'	上富良野西小学校	792		
	18	栄町1～3丁目	126	256	16		1'	ふらの農協 上富良野支所	187		
	19	錦町1～3丁目	113	232	3		1'	セントラルプラザ	258		
	20	富町1～2丁目	117	260	14		1'	上富良野公民館	708		
	21	富町2～3丁目	143	317	11		1'	子どもセンター	351		
	22	中町1～2丁目	79	155	6		1'	セントラルプラザ	258		
	23	中町3丁目	59	118	6		1'	高田幼稚園	290		
	24	西町1丁目	10	24	0		1'	明憲寺	200		
	25	西町2丁目	73	125	2		2'	富良野ホップスホテル	100		
	26	西町3丁目	50	92	2		1'	明憲寺	200		
	27	西町4丁目	25	47	0		2'	土の博物館 土の館	100		
	28	光町1丁目	22	43	0		1'	ラベンダーハイツ	100		
	29	光町2丁目	39	71	1		1'	明憲寺・土の館	300		
	30	光町3丁目	1	2	0		1'	土の博物館 土の館	100		
	31	日の出第1		8	23		0	後藤純男美術館駐車場	1'	社会教育総合センター	2,200
	32			5	11		0	日の出公園	1'		
	33			7	17		0	基線北27号朝倉地先	1'		
	34			10	22		1	西1号線北28号橋本地先	1'		
	35	日の出第2		4	15		0	西1号線北29号藤田地先	4'	社会教育総合センター	2,200
	36			4	10		0	西1号線北29号加藤地先	4'		
	37			14	34		2	直接指定避難所へ避難	4'		
	38	島津1		2	7		0	西3号線北25号高橋地先	5'	土の博物館 土の館	100
	39			2	5		0	西3号線北26号小原地先	5'		
	40			3	9		0	直接指定避難所へ避難	5'		
	41	島津3～6		46	105		4	西2号線北21号北川地先	8'	社会教育総合センター	2,200
	42	本町1～5丁目	505	1041	25		直接指定避難所へ避難	3'	上富良野小学校	1,300	
	43	本町6丁目	10	22	0			1'	日東会館	210	
	44	大町1丁目	105	235	2	1'		上富良野小学校	1,300		
	45	大町2丁目	119	223	3	1'		保健福祉総合センター	300		
	46	大町3丁目	57	108	4	1'		上富良野町役場	114		
	47	大町4～5丁目	11	17	0	1'		子どもセンター	351		
	48	宮町1～6丁目	505	1041	19	1'		上富良野中学校	1,500		
	49	旭町1～3丁目	231	461	7	1'					
	50	旭町4～5丁目	41	85	3	1'		上富良野高等学校	1,200		
	51	新町1～3丁目	186	382	8	1'		上富良野中学校	1,500		
	52	新町4～5丁目	142	321	4	1'		上富良野高等学校	1,200		
	53	東町1～5丁目	210	423	4	1'					
	54	向町1丁目	10	15	0	1'		社会教育総合センター	2,200		
	55	丘町1～4丁目	133	263	3	1'					
	56	南町1～3丁目	266	570	11	2'					
	57	緑町1～3丁目	135	277	4	1'					

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所 (一時集合場所)	所要 時間	指定避難所			
						施設名		施設名	収容力		
上富良野町	58	桜町2～3丁目	27	60	0	直接指定避難所へ避難	1'	社会教育総合センター	2,200		
	59	旭野	3	8	0	十人牧場東	1'				
	60		十人牧場西	1'							
	61		中ノ沢会館	1'							
	62		凌雲閣	30'							
	63	十勝岳等	—		—	—	カミホ口荘				
	64		—		—	—	吹上温泉保養センター 白銀荘				
	65						1'			ラベンダーハイツデイサービスセンター	60
	66	福祉避難所（開設・運営等については、上富良野町計画）					1'			デイサポート かみふらの	15
67						1'	デイサービスセンター かみん	20			

※ 原則、移動手段は、徒歩又は自家用車とし、移動手段がない場合は、市町・陸上自衛隊・警察・消防等の車両による。

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所 (一時集合場所)	所要 時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
中富良野町	1	西中1	38	94	3	富良野リゾートオリカ	25'	中富良野小学校	890
	2	西中2	36	71	2		50'		
	3	西中3	59	129	9		35'		
	4	北星2	53	143	3		30'		
	5	合力	30	69	2		25'		
	6	7町内	84	187	2	富良野土地改良区	27'	中富良野中学校	910
	7	大和	57	100	4		30'		
	8	中央	97	211	2		35'		
	9	寿団地	98	195	8		15'		
	10	南寿団地	169	373	4	15'	旧南中小学校	農村環境改善センター	430
	11	寿1	20	49	2	4'			
	12	寿2	24	51	1	8'			
	13	共同	17	48	0	6'			
	14	共同2	16	45	1	7'			
	15	字文7	12	41	2	7'			
	16	字文6	20	52	0	11'			
	17	字文5	17	37	0	旭中小学校	10'	旭中小学校	300
	18	字文4	8	30	0		8'		
	19	字文3	31	79	0		6'		
	20	字文2	15	37	1		10'		
	21	字文1	23	56	2		11'		
	22	共栄	17	46	1		12'		
	23	福祉避難所（開設・運営等については、中富良野町計画）							なかまーる

※ 原則、移動手段は、徒歩又は自家用車とし、移動手段がない場合は、市町・陸上自衛隊・警察・消防等の車両による。

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所 (一時集合場所)	所要 時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
富良野市	1	東学田二区	17	54	2	直接指定避難所へ避難	45'	人材開発センター	1,214
	2	北大沼	65	180	6		45'		
	3	花園町	47	83	3		15'		
	4	西学田二区	20	43	2		50'		
	5	北斗町	201	431	7		30'		
	6	福祉避難所（開設・運営等については、富良野市計画）						ふれあいセンター (老人福祉センター)	779
新得町	1	トムラウシ	53	91	0	直接指定避難所へ避難	30'	屈足総合会館	894
	2	福祉避難所（開設・運営等については、新得町計画）						特別養護老人ホーム ひろね	3
	3							わかふじ寮	10
	4							屈足わかふじ園	10
	5							小規模多機能センター らら	3

※ 原則、移動手段は、徒歩又は自家用車とし、移動手段がない場合は、市町・陸上自衛隊・警察・消防等の車両による。

#### 4 避難経路の指定

##### (1) 火口周辺地域からの避難経路

##### ア 噴火警戒レベル1で突発的に噴火した場合：水蒸気噴火

図 2-6 噴火警戒レベル1で突発的に噴火した場合の避難経路



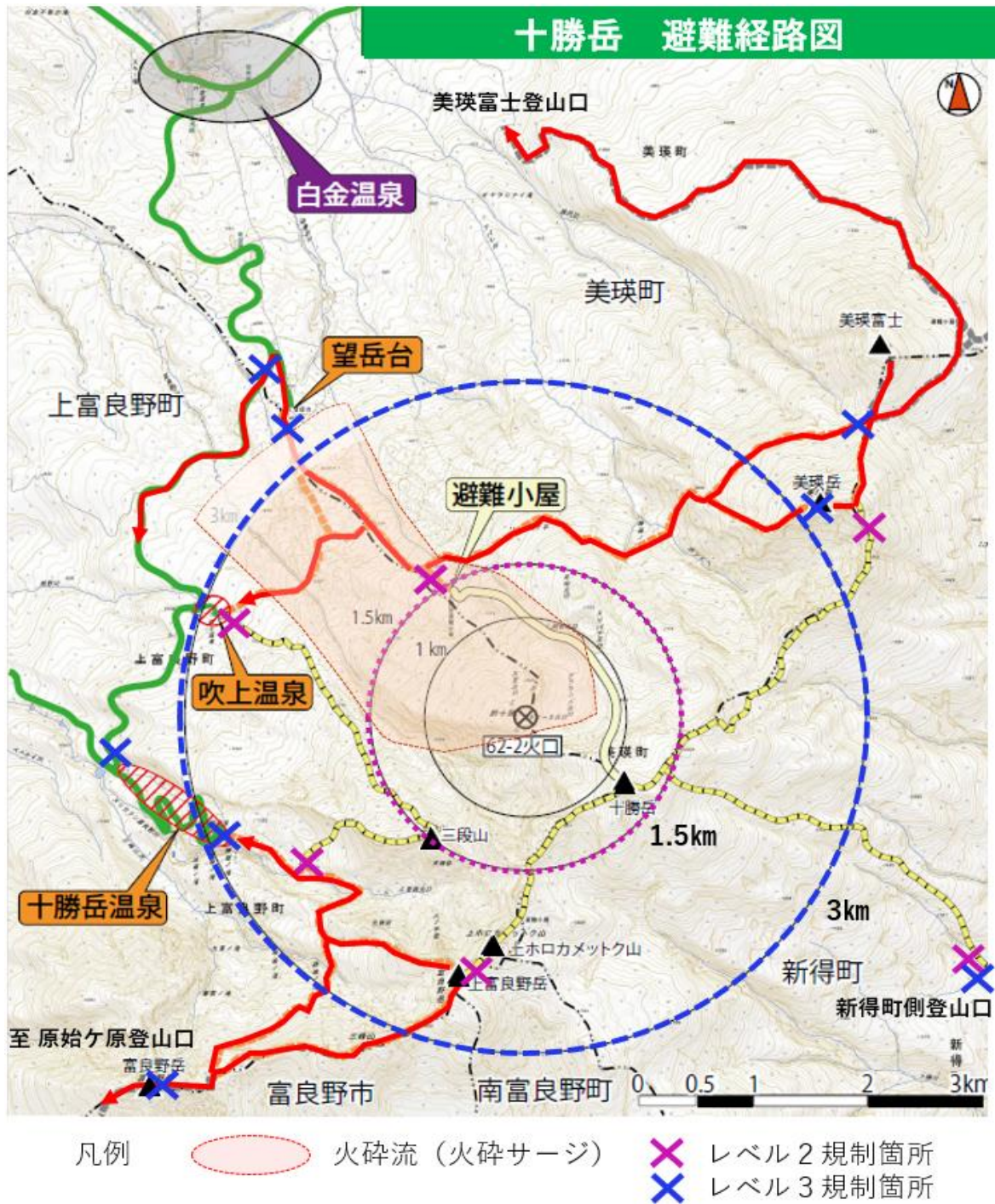
突発的に噴火した場合、噴石等から身を守るために直ちに「火口から離れる」、「岩陰などの身を隠せる場所に避難する」、「避難小屋内に入る」の行動を様々な情報手段を用いて呼びかける。避難経路については、火山の状況を踏まえ、火口を避けるように、美瑛富士方向又は、望岳台、吹上温泉、十勝岳温泉、原始ヶ原駐車場、新得町側登山口の方に避難するよう指示する。

避難に際して、警察、消防、自衛隊等、関係機関に協力を要請し、安全に十分配慮しながら避難誘導、救護活動を実施するものとする。



イ 噴火警戒レベル2又は3で突発的に噴火した場合：水蒸気噴火・マグマ噴火

図 2-7 噴火警戒レベル2又は3で突発的に噴火した場合の避難経路



噴火警戒レベルが引き上げられた後に突発的に噴火した場合は、噴石だけでなく火砕流（火砕サージ）を想定して避難することが求められる。

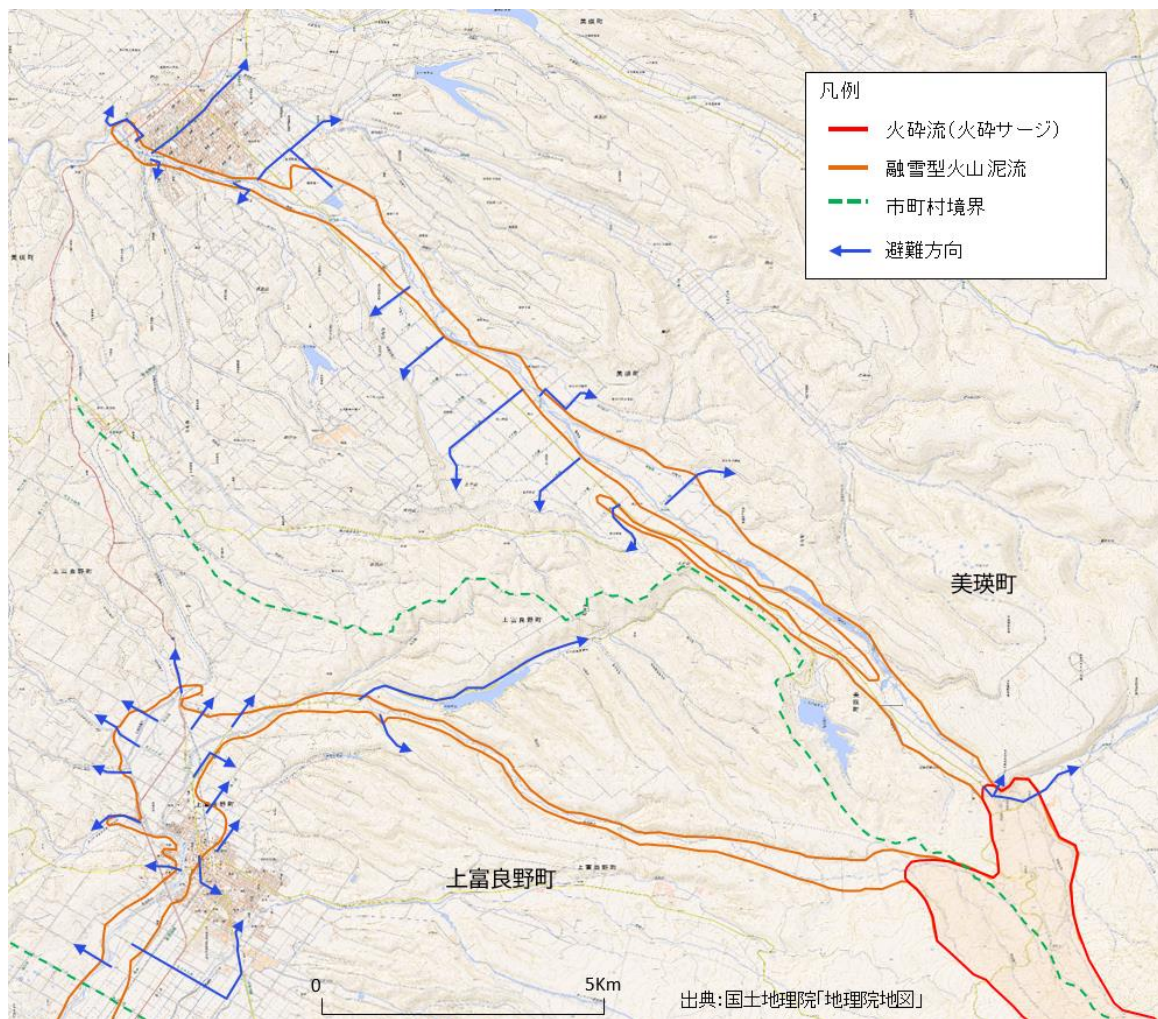
避難経路については、火口から望岳台を避けるように、美瑛富士方向又は、吹上温泉、十勝岳温泉、原始ヶ原駐車場の方に避難するよう指示する。

各種規制による細部通行規制箇所については、積雪等の状況により管理者の計画によるものとする。

(2) 居住地域における避難経路

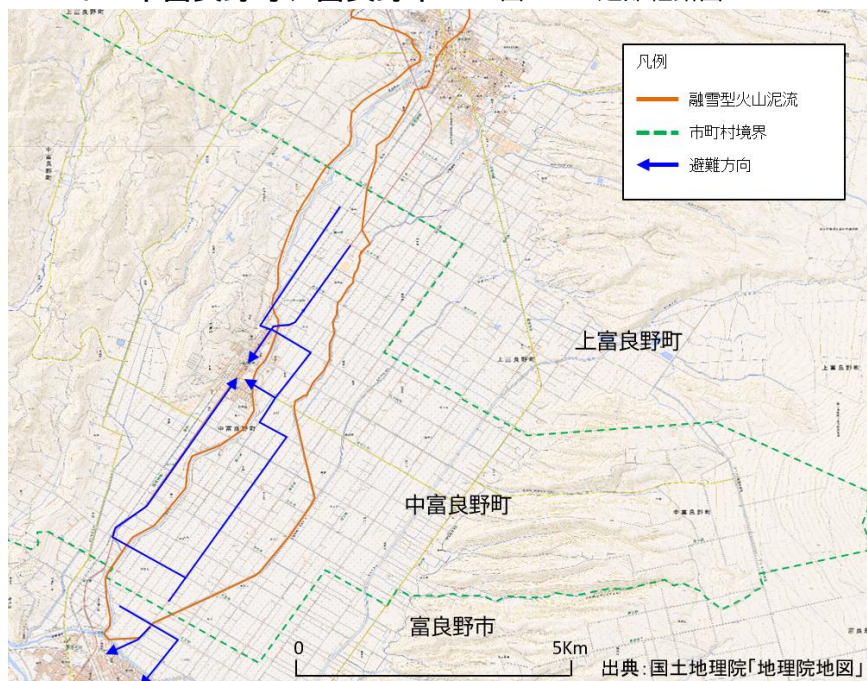
ア 美瑛町、上富良野町

図 2-8 避難経路図



イ 中富良野町、富良野市

図 2-9 避難経路図



※ 細部の経路については、各市・町の計画による。

## 5 避難手段の確保

### (1) 火口周辺地域

噴火時等の避難は、登山口までは徒歩、駐車場から自家用車又はバス、タクシーなど各自の手段を基本とする。ただし、市・町が必要と判断した場合は、輸送車両を確保し現地に派遣する。

### (2) 居住地域

徒歩、自家用車等の各自の手段を基本とする。高齢者や障がい者等の災害時避難行動要支援者については、高齢者等避難が発表された場合は、公的機関及び自主防災組織の計画により搬送するものとする。

指定緊急避難場所からの集団避難は、バスを利用する。市・町は、避難対象地区を踏まえ、バスの集結場所をあらかじめ定めておく。バスの台数不足等の事態が発生した場合には、市・町等で調整・依頼する。

また、噴火が切迫している場合など必要に応じて、自衛隊にヘリコプターや車両での輸送を依頼する。

表 2-11 輸送公共機関リスト

自治体	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
美瑛町	0166-92-4316	14	503	町所有バス
上富良野町	0167-45-6980	4	120	町所有バス
中富良野町	0167-44-2122	7	218	町所有バス
富良野市	0167-39-2300	5	188	市所有バス
新得町	0156-64-5111	3	123	町所有バス

## 6 道路交通規制

### (1) 道路交通規制の基本的な考え方

火山災害に係る道路交通規制の目的は、指定された警戒区域内への進入防止、避難者（車両）の交通誘導、緊急交通路への許可車両以外の侵入防止及び被災した道路や二次災害のおそれのある道路への進入防止である。

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて、市・町に確認をとりながら交通規制を実施する。なお、積雪期には、融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生する恐れがあることから合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や緊急調査結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市・町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。

警察は、市・町と協力して避難路や接続道路を対象として、避難車両等が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに、市・町が、警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立入りを防止するため必要な交通規制を実施

また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

道路管理者（国、北海道、市・町）は、管理道路が火山活動や土砂災害等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

## (2) 道路交通規制予定場所

表 2-12 道路交通規制予定箇所一覧

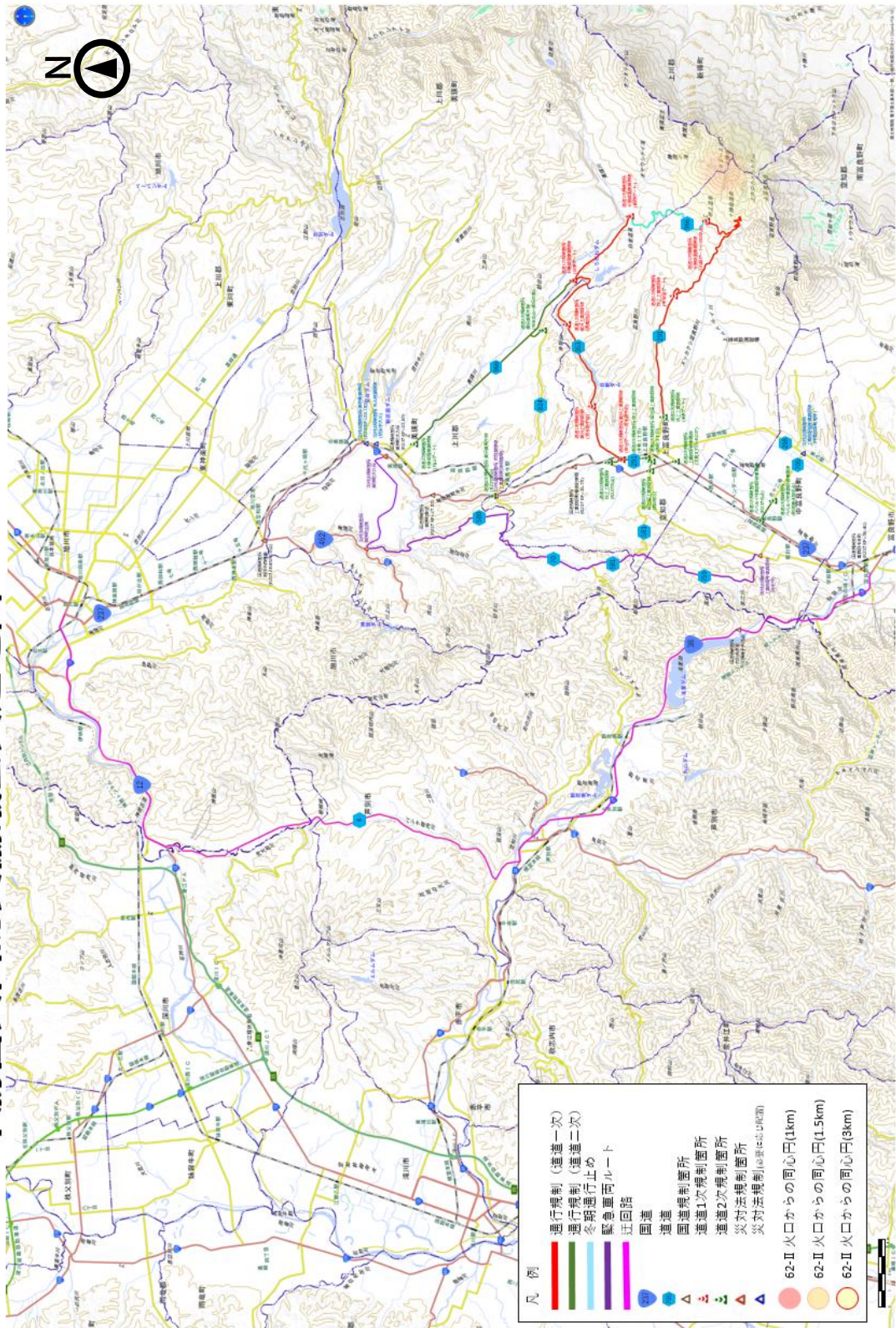
番号	分類	名称	管理者	備考
1	国道	美瑛町大久保	北海道開発局 旭川開発建設部	R 2 3 7 KP=23.60
2		美瑛町美望		R 2 3 7 KP=27.55
3		上富良野町報徳駐車場		R 2 3 7 KP=36.75
4		富良野市本町		R 2 3 7 KP=56.46
5		旭川市西神楽		R237 と R452 の交点
6		芦別市滝里		芦別市滝里
11	道道 (1次)	(966)十勝岳温泉美瑛線 (銀瑛ゲート)	上川総合振興局 旭川建設管理部	美瑛町白金温泉
12		(966)十勝岳温泉美瑛線 (白銀ゲート)		上富良野町吹上
13		(966)十勝岳温泉美瑛線 (十勝岳ゲート)		上富良野町十勝岳温泉
14		(291)吹上上富良野線 (中茶屋ゲート)		上富良野町中茶屋
15		(966)十勝岳温泉美瑛線 (白樺ゲート)		美瑛町美瑛原野
16		(353)美沢上富良野線 (清富地区)		上富良野町清富
17		(353)美沢上富良野線 (清水橋手前)		上富良野町日新
18		(353)美沢上富良野線 (草分ゲート)		上富良野町草分
19	道道 (2次)	(291)吹上上富良野線 (4線ゲート)	上川総合振興局 旭川建設管理部	上富良野町東4線北26号
20		(824)美沢美馬牛線 (美沢双葉)		美瑛町美沢双葉
21		(966)十勝岳温泉美瑛線 (丸山ゲート)		美瑛町丸山
22		(353)美沢美馬牛線 (R237交点)		美瑛町美馬牛大成
23		(291)吹上上富良野線 (R237交点)		上富良野町西3線北29号
24		(291)吹上上富良野線 (中町一丁目)		上富良野町中町
25		(581)留辺蘂上富良野線 (錦町3丁目)		上富良野町錦町3丁目
26		(581)留辺蘂上富良野線 (西2線北)		上富良野町西2線北25号
27		(299)上富良野停車場線 (R237交点)		上富良野町大町5丁目
28		(775)ベベルイ中富良野停車場線 (町道東4線交点)		中富良野町東3線北
29		(775)ベベルイ中富良野停車場線 (R237交点)		中富良野町南町
31	災害対策法 (76条の8、 北海道公安委 員会による指 定、命令また は要請を行 う)	美瑛町大久保	美 瑛 町	美瑛町大久保
32		美瑛町五稜	北海道開発局 旭川開発建設部	R 4 5 2 交差点
33		(70)芦別美瑛線 (上富良野町津郷農場)	上川総合振興局 旭川建設管理部	上富良野町西13線北37号
34		(851)上富良野中富良野線 (渋毛牛)		中富良野町字中富良野
41	※必要に応じ 配置	(213)天人峡美瑛線 (美瑛町明治字大三)	上川総合振興局 旭川建設管理部	美瑛町明治字大三
42		美瑛町美瑛坂	北海道開発局 旭川開発建設部	R 2 3 7
43		(298)上富良野旭中富良野線 (中富良野町旭中)	上川総合振興局 旭川建設管理部	中富良野町東九線北

※ 市・町も、連動して必要な場所に配置し交通規制を行う。

### (3) 交通規制配置図

図 2-10 交通規制:広域図(積雪期) ※ 非積雪期の交通規制については、今後検討

## 十勝岳火山防災協議会共通地図



## 7 鉄道運行規制

### (1) 鉄道運航規制の基本的な考え方

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、被害の及び恐れのある鉄道路線の運行規制を実施する。実施に当たっては、必要に応じて協議会（または合同会議）において関係機関と調整を行う。

鉄道路線は、融雪型火山泥流区域内を通過していることから、基本的に運行規制は、積雪期における噴火時に実施するが、火山の活動状況により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。また、非積雪期であっても降灰等の状況により運行規制を行うことがある。

鉄道事業者は、平常時において避難計画に基づく運行規制の実施方法を検討する。噴火警戒レベル3以上に引き上げられた時は、火山活動の状況を把握し、利用者に周知する。

また、避難指示が発令された場合には、協議会（または合同会議）において調整を行い速やかに当該区域の運行を休止するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時、北海道に報告する。

### (2) 各機関の対応

表 2-13 鉄道における運行規制に係る対応事項

時期	実施主体	対応事項
噴火前	北海道 各市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供</li> <li>・鉄道運行規制に関する情報の確認</li> <li>・観光協会、旅行会社等に対する鉄道規制の周知</li> <li>・鉄道事業者へ避難に関する情報の提供</li> <li>・避難に関する情報の提供</li> <li>・避難者輸送に関する調整</li> </ul>
	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ協議会の開催（情報共有、広報）</li> <li>・鉄道運行規制に関する調整</li> <li>・鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報</li> </ul>
	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて鉄道運行規制の検討・実施（合同会議等で調整）</li> <li>・報道機関への鉄道運行規制情報の提供</li> <li>・鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知</li> </ul>
噴火開始後	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道路線の点検</li> <li>・鉄道利用者への情報提供</li> <li>・合同会議で鉄道運行規制に関する調整</li> <li>・鉄道運行規制の実施</li> <li>・報道機関への鉄道運行規制情報の提供</li> <li>・破損、欠損箇所等の応急復旧</li> </ul>
	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振替輸送経路等の調整</li> <li>・鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報</li> </ul>

## 8 航空機の安全運行のための措置

国は、合同会議において噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議する。また、必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）の発出を検討する。

火山灰が、航空機の運航に与える影響は、以下のように多岐にわたる。

- ・火山灰が航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止する。
- ・操縦席の風防ガラスに火山灰が衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなる。
- ・火山灰が飛行場に堆積すると離着陸できなくなる

これらの航空機の災害を避けるため、気象庁航空路火山灰情報センターは、十勝岳周辺の火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表して航空関係機関への周知を図る。合同会議は、必要に応じて報道機関等へ飛行制限区域を周知する。

## 第4節 救助体制の構築

### 1 救助に関する情報共有体制

北海道、市・町、警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うため、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）を設置するなど体制を整える。救助活動の範囲の検討・確認や活動実施の際には、必要に応じて気象庁、火山専門家（学識経験者）が技術的な支援を行う。

また、二次災害を防止し、円滑な救助活動を行うため火山活動の状況や降雨等における活動基準を設定し救助活動の可否の判断をするものとする。

現場において、判断に結び付く情報を入手した場合には、合同調整所（現地合同指揮所）から災害対策本部等に速やかに報告する。

救助活動実施の可否については、監視・観測データなどから火山活動の見込みや土砂災害の危険性など気象庁職員、火山専門家（学識経験者）から助言を受け判断し、速やかに現場の部隊等に周知する。

現場において逃げ遅れた者や行方不明者の救助活動に際しては、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況等を収集し、各機関で情報を共有する。

### 2 救助に関する資機材等

災害が発生又は発生すると予想される場合は、警察、消防、自衛隊、北海道開発局等と連携し、必要となる資機材の確保に努める。

### 3 医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送する医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助・応急医療活動のために使用が予想される活動拠点及び搬送手段を確保する。特に、噴石等によって負傷した場合の応急処置や救急車の待機位置について検討しておく。

搬送時におけるヘリコプター運用は、火山の活動状況や気象条件に大きく左右される。市・町は、運用の適否や重要度を考慮してその運用を図る。

#### (1) 医療機関

表 2-14 医療機関一覧

施設名	所在地	病床数	診療科目
美瑛町立病院	上川郡美瑛町中町3丁目8番 35号 TEL 0166-68-7111	98	内科、外科、整形外科、眼科 リハビリテーション科、消化器科
上富良野町立病院	空知郡上富良野町大町3丁目2番 15号 TEL 0167-45-3171	72	内科、外科、循環器内科、肝臓内科 血液・腫瘍内科、救急科
中富良野町立病院	空知郡中富良野町西町3番 25号 TEL 0167-44-2020	35	内科、小児科
富良野協会病院	富良野市住吉町1番 30号 TEL 0167-44-2020	255	内科、循環器内科、消化器内科 神経内科、小児科、外科、乳腺外科 心臓血管外科、整形外科 産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科 皮膚科、泌尿器科
サホロクリニック	上川郡新得町西2条南3丁目 TEL 0156-64-2001	19	内科、外科、消化器科 リハビリテーション科、小児科

#### (2) 活動拠点

- ア 白金温泉地区：十勝岳望岳台シェルター、十勝岳火山砂防情報センター
- イ 吹上温泉地区：吹上保養センター白銀荘
- ウ 十勝岳温泉地区：十勝岳温泉湯元凌雲閣

### (3) 搬送手段等

搬送手段は、車・バス等とするも、緊急を要する場合はヘリコプターを使用する。ヘリコプターを装備している機関は、北海道（防災）、北海道警察、陸上・航空自衛隊、旭川赤十字病院等がある。

表 2-15 ヘリコプター離発着場リスト

No.	管 轄	施設名	住 所	広さ(面積)	電話番号
1	美瑛町	原野3線雪捨場	美瑛町原野3線	120×50m	0166-92-4431
2		美瑛東小学校グラウンド	美瑛町丸山2丁目8番	76×55m	0166-92-4144
3		美瑛町人材育成研修交流センターグラウンド	美瑛町字旭第2	77×42m	0166-92-4141
4		美瑛町農業担い手研修センターグラウンド	美瑛町下字莫別朝日	95×40m	0166-92-4319
5		明德小学校グラウンド	美瑛町字朗根内	87×43m	0166-92-4144
6		旧美田小学校グラウンド	美瑛町字美田第2	84×54m	0166-92-4316
7		美馬牛小学校グラウンド	美瑛町字美馬牛南2丁目2-58	72×60m	0166-92-4144
8		美馬牛中学校グラウンド	美瑛町字美馬牛北3丁目7-1	89×60m	0166-92-4144
9		丸山球場	美瑛町丸山2	140×130m	0166-92-4141
10		十勝岳火山砂防情報センター	美瑛町字白金	80×60m	0166-92-4316
11	上富良野町	上富良野駐屯地ヘリポート	上富良野町南町4丁目	180×100m	0167-45-3101
12		上富良野西小学校グラウンド	上富良野町扇町3丁目	100×116m	0167-45-2577
13		上富良野小学校グラウンド	上富良野町宮町1丁目3番13号	120×110m	0167-45-2052
14		上富良野中学校グラウンド	上富良野町旭町1丁目1番5号	142×110m	0167-45-2072
15		上富良野高校グラウンド	上富良野町東町3丁目	124×138m	0167-45-4447
16		上富良野東中小学校グラウンド	上富良野町東8線北18号	100×74m	0167-45-9653
17		草分防災センター	上富良野町西3線北28号	80×80m	0167-45-9804
18		泉栄防災センター	上富良野町泉町1丁目5番1号	45×80m	0167-45-6346
19		旧江幌小学校	上富良野町西9線北29号	60×40m	0167-45-6980
20		清富多世代交流センター	上富良野町松井牧場	60×40m	0167-45-5511
21		深山峠アートパーク	上富良野町西8線北33号深山峠	70×55m	0167-45-6667
22		十勝岳温泉避難広場	上富良野町吹上地区	100×50m	0167-45-3251
23		富原運動公園	上富良野町丘町	140×75m	0167-45-5511
24		社会教育総合センター駐車場	上富良野町緑町1丁目9番4号	50×40m	0167-45-5511
25		役場南側駐車場、車両班車庫前	上富良野町大町2丁目2番11号	40×35m	0167-45-6980
26		多田分屯地グラウンド	上富良野町字上富良野	65×63m	0167-45-4411
27		多田スポット	上富良野町字上富良野	18×20m	0167-45-3101
28		多田着陸場	上富良野町陸上自衛隊演習場	400×50m	0167-45-3101
29	中富良野町	中富良野中学校グラウンド	中富良野町南町9番19号	140×70m	0167-44-2061
30		中富良野小学校グラウンド	中富良野町北町8番8号	140×70m	0167-44-2417
31		西中小学校グラウンド	中富良野町東1線北18号	60×60m	0167-44-2062
32	中富良野町	字文小学校グラウンド	中富良野町東4線北7号	80×80m	0167-44-2881
33		旭中小学校グラウンド	中富良野町東9線北12号	90×90m	0167-44-2790
34	富良野市	富良野市河川球場	富良野市弥生町6番地先	115×115m	0167-39-2300
35	新得町	新得小学校グラウンド	新得町西2条北1丁目	14,876㎡	0156-64-5449
36		屈足南小学校グラウンド	新得町屈足柏町2丁目	15,537㎡	0156-65-2049
37		富村牛小中学校グラウンド	新得町字屈足トムラウシ	8,612㎡	0156-65-3064
38		新得中学校グラウンド	新得町西2線47番地	12,844㎡	0156-64-5621
39		新得高等支援学校グラウンド	新得町西2条南7丁目	25,681㎡	0156-64-2020
40		新得町運動公園	新得町5条南5丁目	18,750㎡	0156-64-0532
41		屈足公園	新得町屈足旭町東2丁目	10,000㎡	0156-64-0532
42		農道離着陸場	新得町字上佐幌東1線14番地	55,200㎡	0156-64-0525
43		チカベツ牧草地	新得町字屈足トムラウシ	50,000㎡	0156-64-0525



## 第5節 避難促進施設

### 1 避難促進施設の指定

活火山法第6条第1項第5項に基づき、市・町は、火口と施設の位置関係、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として指定し、市・町地域防災計画に位置づけるものとする。なお、避難促進施設の指定にあたっては、施設に対して、どのような危険に備える必要があるかについて、十分な説明を行い、理解を求める。今後、施設の新設等があった場合、必要に応じて、避難促進施設を指定するものとする。

表 2-16 避難促進施設一覧

施設名	住所	連絡先	最大利用者数	影響のある火山現象	火口からの距離	備考
国立大雪青少年交流の家	美瑛町 白金温泉	0166-94-3121	583名	火山灰 融雪型火山泥流 火砕流 (火砕サージ)	約 6,200m	指定避難所： 十勝岳火山砂防 情報センター
ホテルパークヒルズ		0166-94-3041	470名		約 6,600m	
大雪山白金観光ホテル		0166-94-3111	336名		約 6,300m	
湯元白金温泉ホテル		0166-94-3333	238名		約 6,400m	
森の旅亭びえい		0166-68-1500	55名		約 6,300m	
銀瑛荘		0166-94-3035	50名		約 6,400m	
温泉民宿林道		0166-94-3036	12名		約 6,400m	
吹上保養センター白銀荘	上富良野町 吹上	0167-45-4126	70名	噴石、火山灰 融雪型火山泥流 火砕流等	約 2850m	指定避難所： 社会教育総合セ ンター
十勝岳温泉凌雲閣	上富良野町 十勝岳温泉	0167-39-4111	50名	噴石 火山灰	約 2800m	
カミホ口荘		0167-45-2970	80名		約 3000m	
富良野 思唯林		0167-45-2225	40名		約 3500m	

### 2 避難確保計画の作成支援

避難促進施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする「避難確保計画」の作成が義務づけられている。噴火時等の防災対応については、避難促進施設との情報伝達・共有が非常に重要となる。特に、規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等については、避難促進施設と十分に連携をとる必要がある。

避難促進施設の避難確保計画は、噴火想定など本計画や市・町それぞれの地域防災計画と整合のとれた計画である必要があり、計画作成の段階から、市・町及び協議会は、十分な協力・支援体制を構築するものとする。

### 3 避難促進施設の避難支援

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。また、避難促進施設は、火山活動の状況に応じて市・町と連携し指定避難所までの避難誘導等にあたる。その際、緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を町に報告する。

市・町は、火山活動の状況等を踏まえ避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し警察及び施設と連携して避難誘導にあたる。

## 第6節 合同会議等

### 1 国の体制

国は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど火山防災応急対策に関わる連絡調整を迅速かつ的確に実施するため必要に応じて、噴火警戒レベル3に相当する火口周辺警報が発表された場合は、「火山災害現地連絡室」を、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合は、「緊急災害現地対策本部」、「非常災害現地対策本部」、「特定災害現地対策本部」又は「政府現地災害対策室」を設置する。

また、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議又は、火山災害対策合同会議を開催し、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策に協力する。合同会議の開催場所は、原則として政府の現地緊急（非常）現地対策本部等が設置された施設とする。

表 2-17 国の体制

警報	噴火警戒レベル	現地の体制	官邸等の体制
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	火山災害現地連絡室	関係省庁災害警戒会議
噴火警報 (特別警報)	レベル4 (高齢者等避難)	・緊急災害現地対策本部 ・非常災害現地対策本部 ・特定災害現地対策本部 ・政府現地対策室 ・火山災害警戒合同会議 ・火山災害対策合同会議	緊急災害対策本部 非常災害対策本部 特定災害対策本部
	レベル5 (避難)		

図 2-11 全般体制(一例)

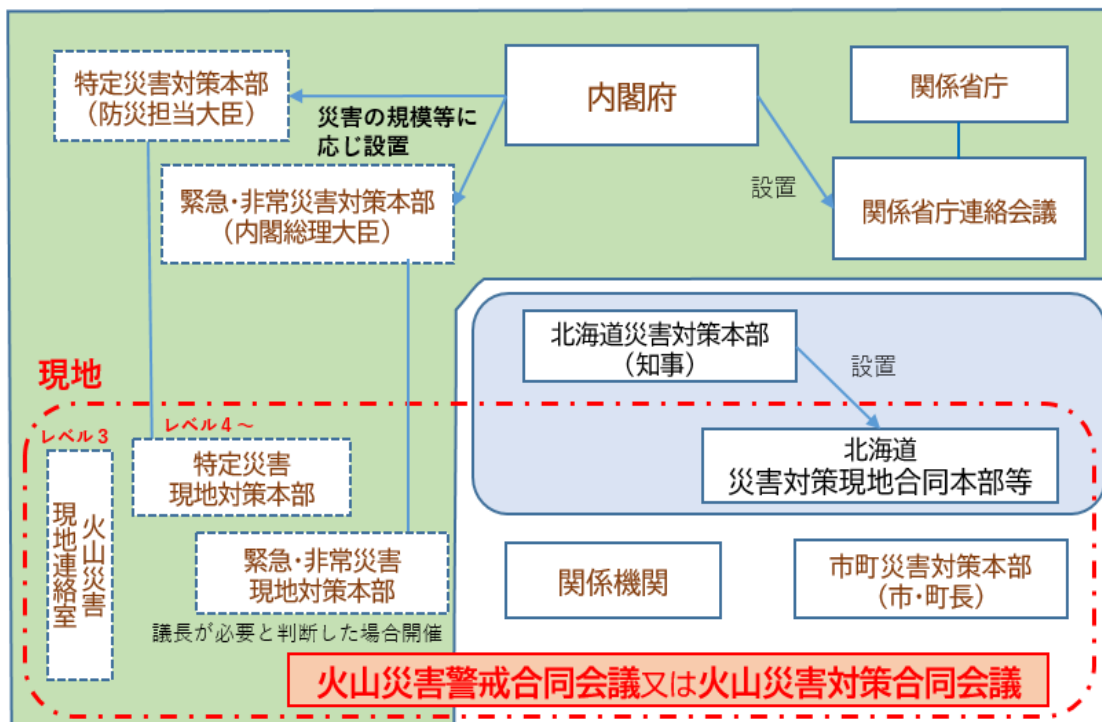


表 2-18 現地警戒(対策)本部設置、火山災害警戒(対策)合同会議の考え方・役割

項目	噴火警戒レベル4	噴火警戒レベル5
現地警戒(対策)本部設置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地警戒本部長は、火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、火山災害警戒本部の設置が可能</li> <li>・本部長は、原則として内閣府官房審議官(防災担当)</li> <li>・設置場所は、上記の連絡調整業務が実施可能な場所とし、設備等を予め確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部長は、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、現地対策本部の設置が可能</li> <li>・本部長は、原則として内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官</li> <li>・設置場所は、上記の連絡調整業務が実施可能な場所とし、設備等を予め確保</li> </ul>
現地警戒(対策)本部設置の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地警戒本部長は、市・町長が行う避難指示等に関する事項について助言</li> <li>・現地警戒本部は、道の要請を把握し、速やかな対応のため、警戒本部又は関係省庁と情報を共有</li> <li>・現地警戒本部長は、地方公共団体と連携して火山防災応急対策を的確に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部長は、市・町長が行う避難指示等に関する事項について助言</li> <li>・現地対策本部は、道の要請を把握し、速やかな対応のため、緊急災害対策本部又は関係省庁と情報を共有</li> <li>・現地対策本部長は、地方公共団体と連携して火山防災応急対策を的確に実施</li> </ul>
火山災害警戒(対策)合同会議開催の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地警戒本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催</li> </ul>
火山災害警戒(対策)合同会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成に努める。</li> <li>○噴火兆候情報等の収集及び分析</li> <li>○噴火活動の見通し</li> <li>○避難行動必要時期・範囲</li> <li>○避難手段の確保</li> <li>○情報発信に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成を行う。</li> <li>○火山活動情報の収集及び分析</li> <li>○噴火活動の見通し</li> <li>○避難行動必要範囲の設定、拡大、縮小、解除</li> <li>○避難手段の確保</li> <li>○避難、応援、除灰等広域的対策</li> <li>○救助・救急・医療、救援物資輸送</li> <li>○情報発信に関する事項</li> </ul>
市・町からの参加者の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市・町の代表者又は決定の権限を与えられた職員(副市・副町長など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市・町の代表者又は決定の権限を与えられた職員(副市・副町長など)</li> </ul>

## 2 十勝岳火山防災協議会の体制

協議会の構成機関は、合同会議等が開催された場合、それに参加し国と火山の活動状況や被害情報について、情報共有を行うとともに防災対応について協議を行う。合同会議等の開催場所(政府の現地緊急(非常)現地対策本部等の設置場所)については、下記の条件を踏まえて美瑛町役場、大雪消防組合美瑛消防署、美瑛町民センター等が候補施設であるが、状況により仮施設建設用の用地についても検討する。

- ・火山活動が活発化した場合も合同会議の活動を支障なく継続できる場所
- ・施設までのアクセスの良さ
- ・無線機などを設置するスペースなど会議開催に必要な広さの確保  
(標準的な配置には、200㎡程度が必要となる)
- ・情報通信設備
- ・対策要員のための宿泊施設の確保
- ・山の眺望が可能なところ

### 第3章 噴火時の対応（緊急フェーズ）

#### 第1節 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

##### 1 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報が発表された場合

###### (1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会は、異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報が発表された場合、速やかに幹事会構成機関等に情報伝達するとともに各機関の対応状況について随時情報収集を図りながら情報の共有を図り必要に応じて協議を行い対応にあたる。

防災対応が必要と判断される場合は、平常時の体制から防災体制に移行し、情報収集・伝達を強化するとともに協議に基づく防災対応を行う。また、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動等の防災対応の準備を行う。

###### (2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火警戒レベル引き上げの基準に至らない火山活動を観測した場合、必要に応じてその状況を関係機関に認識してもらうため火山の状況に関する解説情報を発表して情報を共有する。また、異常現象の通報を受けた場合は、異常現象について確認し、必要に応じて関係機関に伝達し注意を促す。

###### ア 北海道

気象庁から火山の状況に関する解説情報の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対しても、各市町と連携し、異常現象が発生していることや火山の状況に関する解説情報の発表について周知し、今後の情報について注意するように促す。

###### イ 各市町

気象庁から火山の状況に関する解説情報の発表等の連絡を受けた場合、協議会の関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者、避難促進施設等に対して異常現象が発生していることや火山の状況に関する解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注意するよう促すとともに、施設利用者や登山者数の人数等の把握に努める。必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

表3-1 噴火警戒レベル引き上げの基準に至らない火山活動や異常現象の例

噴火警戒レベル引き上げの基準に至らない火山活動 噴気の発生・増加、地表面温度上昇、発光現象 等
異常現象 噴気の異常、赤熱現象、鳴動、溶解硫黄の噴出、溶解硫黄沼の発生、変色域の拡大 亀裂、泥水の噴出、河川の濁り 等

##### 2 噴火警戒レベル2の場合

###### (1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、火口周辺規制の実施、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど必要な防災対応について協議し対応にあたる。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、火口周辺規制の範囲に基づき、規制範囲について協議（確認）する。

また、今後、更に噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、入山規制や登山者等の避難、救助活動などの防災対応について協議する。

## (2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、火口周辺警報（もしくは噴火警報）を発表し噴火警戒レベルを引き上げるとともに関係機関に情報を共有する。

### ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。

### イ 各市町

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種 SNS の活用により住民、登山者、避難促進施設等に対して噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。併せて避難促進施設等から、登山者等の情報を収集し、北海道に伝達する。

警察等と連携し登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い協議会の構成機関と情報を共有する。また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

住民、登山者等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-2 〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、  
噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられました。  
これにより、火口から1.5 km圏に火口周辺規制がかかります。  
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。  
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。(次は、〇時間後にお知らせします。)  
(以上繰り返し)

表3-3 〈登山者向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、  
噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられました。  
これにより、火口から1.5 km圏に火口周辺規制がかかります。  
規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。  
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。  
(以上繰り返し)

表3-4 〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられました。  
 これにより、火口から1.5 km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。  
 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

### (3) 火口周辺規制

火口周辺規制は、登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、規制実施主体の安全を図りながら速やかに実施することが重要である。

市・町は、あらかじめ定められた箇所等で、登山道封鎖等による火口周辺規制を実施する。また、規制箇所には、看板を立てるなどして規制の理由や情報の更新日時等を示す。

北海道、警察、消防は、ヘリコプターを手配するなどして火口周辺規制範囲内に逃げ遅れた者がいないかを確認する。

表3-5 噴火警戒レベル2(概ね1km立入規制の場合)

規制範囲・規制箇所(施設)	規制方法
<p>十勝岳避難小屋から十勝岳山頂までの登山道及びグラウンド火口周辺に立入規制を実施する。</p> <p>美瑛町 : 十勝岳避難小屋                      上富良野町: 十勝岳山頂</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <p><span style="color: red;">✕</span> 規制箇所</p> <p><span style="color: orange;">—</span> 登山道の規制範囲</p> </div>	<p>〈美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町〉</p> <p>登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置</p> <p>各登山道入口に看板等で立ち入り規制されている登山道の状況を周知</p>

表3-6 噴火警戒レベル2(概ね1.5 km立入規制の場合)

規制範囲・規制箇所（施設）	規制方法
<p>吹上温泉登山口から三段山山頂まで、十勝岳温泉登山口三段山分岐から三段山山頂まで、十勝岳避難小屋、美瑛岳稜線分岐、十勝岳温泉分岐、新得町側登山口のそれぞれ登山道から十勝岳山頂まで、立入規制を実施する。</p> <p>美瑛町 : 十勝岳避難小屋、美瑛岳稜線分岐                      上富良野町: 吹上温泉登山口、十勝岳温泉登山口三段山分岐                      十勝岳温泉分岐                      新得町 : 新得町側登山口</p>	<p>〈美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町〉</p> <p>登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置</p> <p>各登山道入口に看板等で立ち入り規制されている登山道の状況を周知</p>



**(4) 避難誘導**

火口周辺規制実施後、規制範囲内にいる登山者等を規制範囲外へ避難させる必要がある。そのため登山者等に対して避難の呼びかけなど避難誘導を行うことが重要である。

市・町は、メール、ラジオ等での連絡及び入山届連絡先への連絡により登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

この際、警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。

**3 噴火警戒レベル3の場合**

**(1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制**

協議会は、噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、入山規制の実施、登山者等の避難誘導、吹上温泉に避難指示、十勝岳温泉に高齢者避難の発令、道路規制など必要な防災対応について協議し対応にあたる。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）を

とり情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、入山規制の範囲に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議（確認）し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

また、今後、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地区や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

## (2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、火口周辺警報（もしくは噴火警報）を発表し噴火警戒レベルを引き上げるとともに関係機関に情報を共有する。

### ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知する。

### イ 各市町

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車で巡回、ホームページや各種 SNS の活用により住民、登山者、避難促進施設等に対して噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知する。併せて避難促進施設等から、登山者等の情報を収集し、北海道に伝達する。

警察等と連携し登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い協議会の構成機関と情報を共有する。また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

住民、登山者等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-7 〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、 噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。 これにより、火口から3km圏に入山規制がかかります。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 (以上繰り返し)
--

表3-8 〈登山者向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、 噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。 これにより、火口から3km圏に入山規制がかかります。 規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 (以上繰り返し)
---



表3-9 〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。  
 これにより、火口から3km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。  
 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(3) 入山規制

入山規制は、登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、速やかに実施することが重要である。

市・町は、あらかじめ定められた箇所等で、登山道封鎖等による入山規制を実施する。また、規制箇所には、看板を立てるなどして規制の理由や情報の更新日時等を示す。

北海道、警察、消防は、ヘリコプターを手配するなどして入山規制範囲内に逃げ遅れた者がいないかを確認する。

表3-10 噴火警戒レベル3(概ね3km立入規制の場合)

規制範囲・規制箇所(施設)	規制方法
白金温泉望岳台登山口、美瑛富士分岐、吹上温泉登山口、十勝岳温泉登山口、富良野岳稜線分岐、新得町側登山口のそれぞれ登山道から十勝岳山頂まで、立入規制を実施する。 美瑛町 : 白金温泉望岳台登山口、美瑛富士分岐 上富良野町 : 吹上温泉登山口、十勝岳温泉登山口 富良野市 : 富良野岳頂上      新得町 : 新得町側登山口	美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町) 登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置



#### (4) 避難誘導

入山規制実施後、規制範囲内にいる登山者等を規制範囲外へ避難させる必要がある。そのため登山者等に対して避難の呼びかけなど避難誘導を行うことが重要である。

市・町は、メール、ラジオ等での連絡及び入山届連絡先への連絡により登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

この際、警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。

※ 積雪期で噴火警戒レベル3が運用されなかった場合は、上記事項を噴火警戒レベル4に引き上げられた段階で噴火警戒レベル4の防災対応と併せて実施

### 4 噴火警戒レベル4の場合

#### (1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会構成機関は、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、あらかじめ定められた防災体制（警戒体制など）をとり情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、十勝岳温泉に避難指示を、避難計画に定められている火砕流（火災サージ）危険区域・融雪型泥流危険区域等の避難対象地区（地区単位）に高齢者等避難を発令し、必要な道路規制を行うとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、避難誘導、住民等の避難の準備にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地区や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

#### (2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報を発表し関係機関に情報を共有する。

##### ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民等に対して、ホームページ、報道発表等により噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報について周知する。

##### イ 各市町

気象庁から噴火警戒レベル4への引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種 SNS の活用により住民、避難促進施設等に対して噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や高齢者等避難の発令について周知するとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、避難誘導、住民等の避難準備にあたる。避難促進施設等は、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め町等に報告する。各市町は、住民等の避難の実施状況、住民等への周知等の状況を把握し北海道に報告する。

美瑛町長、上富良野町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合で、十勝岳の観測体制の応急措置のために必要があると認めるときは、知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するように求める。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-11 〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、  
噴火警戒レベル4(避難準備)に引き上げられました。  
これにより、〇〇地区に高齢者等避難を発令します。  
お年寄りの方等は、直ちに避難を開始して下さい。  
その他の住民の方等は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めて下さい。  
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。  
なお、入山規制は継続中です。  
※ 積雪期で噴火警戒レベル3が運用されていない場合  
なお、これにより、火口から3km圏に入山規制がかかります。  
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。  
(以上繰り返し)

表3-12 〈登山者向けの防災行政無線文例〉

※ 積雪期で噴火警戒レベル3が運用されていない場合  
こちらは、防災〇〇〇です。  
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、  
噴火警戒レベル4(高齢者等避難)に引き上げられました。  
これにより、火口から3km圏に入山規制がかかります。  
規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。  
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。  
(以上繰り返し)

表3-13 〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が十勝岳に発表され、噴火警戒レベル4(高齢者等避難)に引き上げられました。  
これにより、〇〇地区に高齢者等避難を発令します。  
お年寄りの方等は、直ちに避難を開始して下さい。  
その他の住民の方等は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めて下さい。  
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。  
なお、入山規制は継続中です。  
※ 積雪期で噴火警戒レベル3が運用されていない場合  
なお、これにより、火口から3km圏に入山規制がかかります。  
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

### (3) 避難所等の開設等

各市町は、高齢者等避難発令に際して、その受入先となる避難所等の開設を行う。さらに今後の避難指示の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を選定・確保し、北海道と連携し物資等の供給体制を構築する。

#### (4) 要配慮者の避難誘導・住民等の避難の準備

各市町は、高齢者等避難を発令し、要配慮者の避難誘導を優先して行う。

避難行動要支援者については、個別支援計画等を活用する等して、避難支援等関係者と協力して、避難誘導を行う。また、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。

住民等には、防災行政無線やメールの配信等を行い、高齢者避難等を行うよう呼びかける。

※ 非積雪期で噴火警戒レベル4が運用されなかった場合は、上記事項を噴火警戒レベル5に引き上げられた段階で噴火警戒レベル5の防災対応と併せて実施

### 5 噴火警戒レベル5の場合

#### (1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会構成機関は、噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、あらかじめ定められた防災体制（非常体制など）をとり情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、避難計画に定められている火砕流（火災サージ）危険区域・融雪型泥流危険区域等の避難対象地区（地区単位）に避難指示を発令し、必要な道路規制を行うとともに、避難誘導にあたる。

また、火山ハザードマップ等の想定を超える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地区の拡大や広域一時滞在等などについて検討する。

#### (2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報を発表し関係機関に情報を共有する。

##### ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報を伝達し共有する。また、住民等に対して、ホームページ、報道発表等により噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報について周知する。

##### イ 各市町等

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種 SNS など様々な手段により住民、避難促進施設等に対して噴火警戒レベル5への引き上げに関する噴火警報や避難指示の発令について周知し、住民等を避難させる。

避難促進施設等は、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者の人数等の把握に努め町等に報告する。各市町は、住民等の避難の実施状況、住民等への周知等の状況を把握し北海道に報告する。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-14 〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、  
噴火警戒レベル5(避難)に引き上げられました。  
これにより、〇〇地区に避難指示を発令します。  
住民の皆様は、直ちに避難を開始して下さい。  
※ 非積雪期で噴火警戒レベル4が運用されていない場合  
これにより、〇〇地区に高齢者等避難・避難指示を発令します。  
住民の皆様、特に高齢者等の皆様は直ちに避難を開始して下さい。  
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。  
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。  
なお、入山規制は継続中です。  
(以上繰り返し)

表3-15 〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が十勝岳に発表され、噴火警戒レベル  
5(避難)に引き上げられました。  
これにより、〇〇地区に避難指示を発令します。  
住民の皆様は、直ちに避難を開始して下さい。  
※ 非積雪期で噴火警戒レベル4が運用されていない場合  
これにより、〇〇地区に高齢者等避難・避難指示を発令します。  
住民の皆様、特に高齢者等の皆様は直ちに避難を開始して下さい。  
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。  
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。  
なお、入山規制は継続中です。

### (3) 通行規制等

避難対象地域への一般車両の流入制限など、住民の避難誘導を円滑に行うための通行規制等を実施することが重要である。

道路管理者、警察は、あらかじめ定められた箇所等で通行規制を実施する。  
なお、通行規制の方法等については、規制箇所ごとにあらかじめ決めておく。

### (4) 避難所の開設

市・町は、住民等の避難に際して、その受入れ先となる避難所等の開設を速やかに行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、必要な物資等の供給を適切に行う。

北海道は、避難生活が長期化することにも留意し、物資等の供給に関して支援する。

### (5) 住民等の避難誘導

市・町は、避難対象地域(地区単位)に対して避難指示を発令するとともに、住民等の避難誘導を行い、必要に応じて、避難者の輸送手段を確保する。

北海道は、必要に応じ輸送手段の確保を支援する。

警察、消防等は、市・町と協力して住民等の避難誘導にあたる。

美瑛町長、上富良野町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生が予想される場合で、応急措置のために必要があると認めたときは、知事(上川総合振興局長)に対して自衛隊の災害派遣を要請するように求める。

#### (6) 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示が発令されたことを周知する。また、町の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。

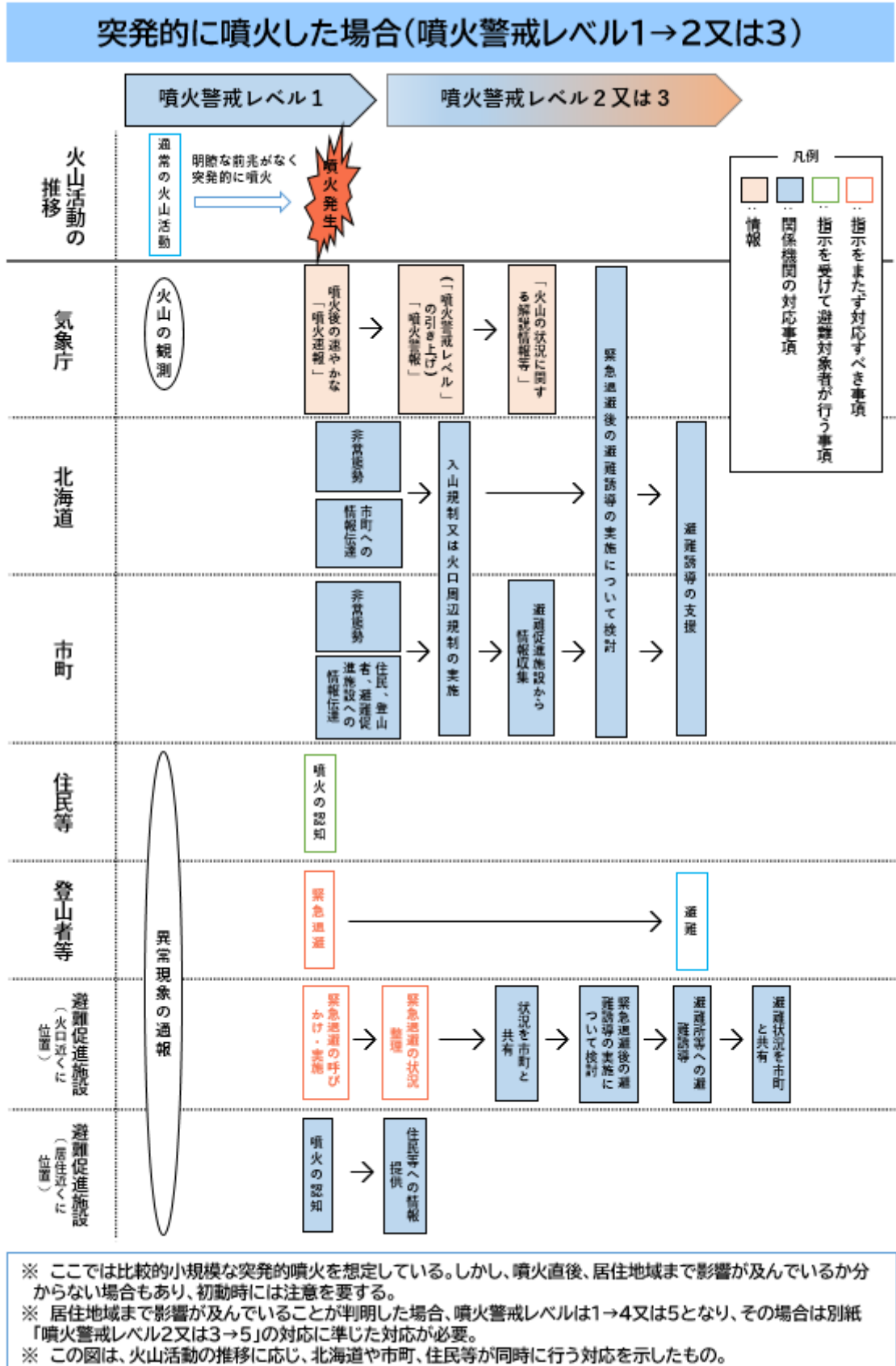
町は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

北海道は、避難促進施設の避難に際して、町から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段手配などの支援を行う。

## 第2節 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

### 1 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）

突発的に噴火した場合、協議会の構成機関は、速やかに火山活動の状況を共有し、その情報をもとに協議の上、火口周辺規制（もしくは入山規制）を実施するとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなどの対応を行うことになる。



## (1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

北海道、各市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、速やかに登山者等の避難誘導等を行うとともに、情報収集・伝達を行い、噴火の状況や被害状況の把握に努める。

また、噴火の発生位置や規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行し、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請を行う

## (2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火の発生を覚知した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。

また、気象庁、学識経験者等は、噴火の規模や火山活動の状況、噴火現象及びその影響範囲などの把握に努め、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定の見直しに努める。なお、各機関のヘリコプター及びドローン情報、登山者からの通報等、各機関が得た情報は、協議会で収集し気象庁に提供するものとする。

### ア 北海道

報道機関とも連携し市町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

### イ 各市町等

市・町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者、避難促進施設等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、北海道、市・町等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、町に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、町に報告する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-16 〈住民等向けの防災行政無線文例〉

<p>こちらは、防災〇〇〇です。</p> <p>本日午前(午後)〇時〇分に十勝岳で噴火が発生しました。</p> <p>火口近くにいる登山者・観光客、住民の皆様は、至急、近くの建物の中に避難して下さい。</p> <p>建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないで下さい。</p> <p>※ 積雪期で噴火警戒レベル4へ引き上げられた場合</p> <p>これにより、〇〇地区に高齢者等避難を発令します。</p> <p>お年寄りの方等は、直ちに避難して下さい。</p> <p>その他の住民の方等は、今後、噴火の恐れがありますので避難の準備を始めて下さい。</p> <p>また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> <p>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p> <p>(以上繰り返し)</p>
--



表3-17 〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。  
 本日午前(午後)〇時〇分に十勝岳で噴火が発生しました。  
 火口近くにいる登山者・観光客、住民の皆様は、至急、近くの建物の中に避難して下さい。  
 建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないで下さい。  
 ※ 積雪期で噴火警戒レベル4へ引き上げられた場合  
 これにより、〇〇地区に高齢者等避難を発令します。  
 お年寄りの方等は、直ちに避難して下さい。  
 その他の住民の方等は、今後、噴火の恐れがありますので避難の準備を始めて下さい。  
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。  
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

### (3) 入山規制等

突発的に噴火した直後は、非常に危険であり、入山規制等を速やかに実施し、登山者等の立入りを禁止する。入山規制の実施については、各噴火警戒レベルの防災対応に準じて、当初、登山口に「入山禁止」等の看板を設置するなど必要な措置を講じる。

### (4) 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

市・町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。必要により安全を確保できる位置まで誘導員を前進させる。この際、各対策本部等は、噴火位置を踏まえ入山規制（火口周辺規制）範囲が各登山道上、何処になるかを座標、緯度経度等で通知し、安全を確保する。

避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、市・町等が下山用輸送車両の確保に努める。

また、負傷者等がいる場合、登山口（駐車場位置）に救急車を配備して対応する。

警察、消防は、市・町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

自衛隊は、登山者に対してヘリコプターによる周知活動を行う。

警察、消防、自衛隊は、要救助者等の要請に伴い救助活動も実施する。

※ 緊急退避とは、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内より安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」などの行動を指す。緊急退避は、市・町の指示がなくとも、登山者等、もしくは避難促進施設自ら、行うことが必要である。

### (5) 緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

登山者等のうち、居住地域に近い登山者、近くに身を守るための建物がない登山者等は、緊急退避を行わずに、規制範囲外へ避難する場合がある。そのため、火山活動の状況に応じて、協議会等での協議を踏まえ、緊急退避を行わずに避難してくる登山者等の避難誘導を避難促進施設等とも連携し行う。

警察、消防、自衛隊は、市・町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の避難誘導にあたる。

### (6) 避難所等の開設

市・町は、突発的に噴火した場合、避難してきた登山者等を一時的に収容するために、速やかに避難場所等を開設し、登山者等の受入れを行う。

避難所等の開設については、噴火発生時の状況に対応して必要な措置を講ずる。

### (7) 避難促進施設等による避難誘導

避難促進施設、十勝岳望岳台防災シェルターは、突発的に噴火した場合、噴石

等から利用者、登山者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。

緊急退避後、必要に応じて、輸送用車両を準備しさらにより安全な避難所等への避難を行う。

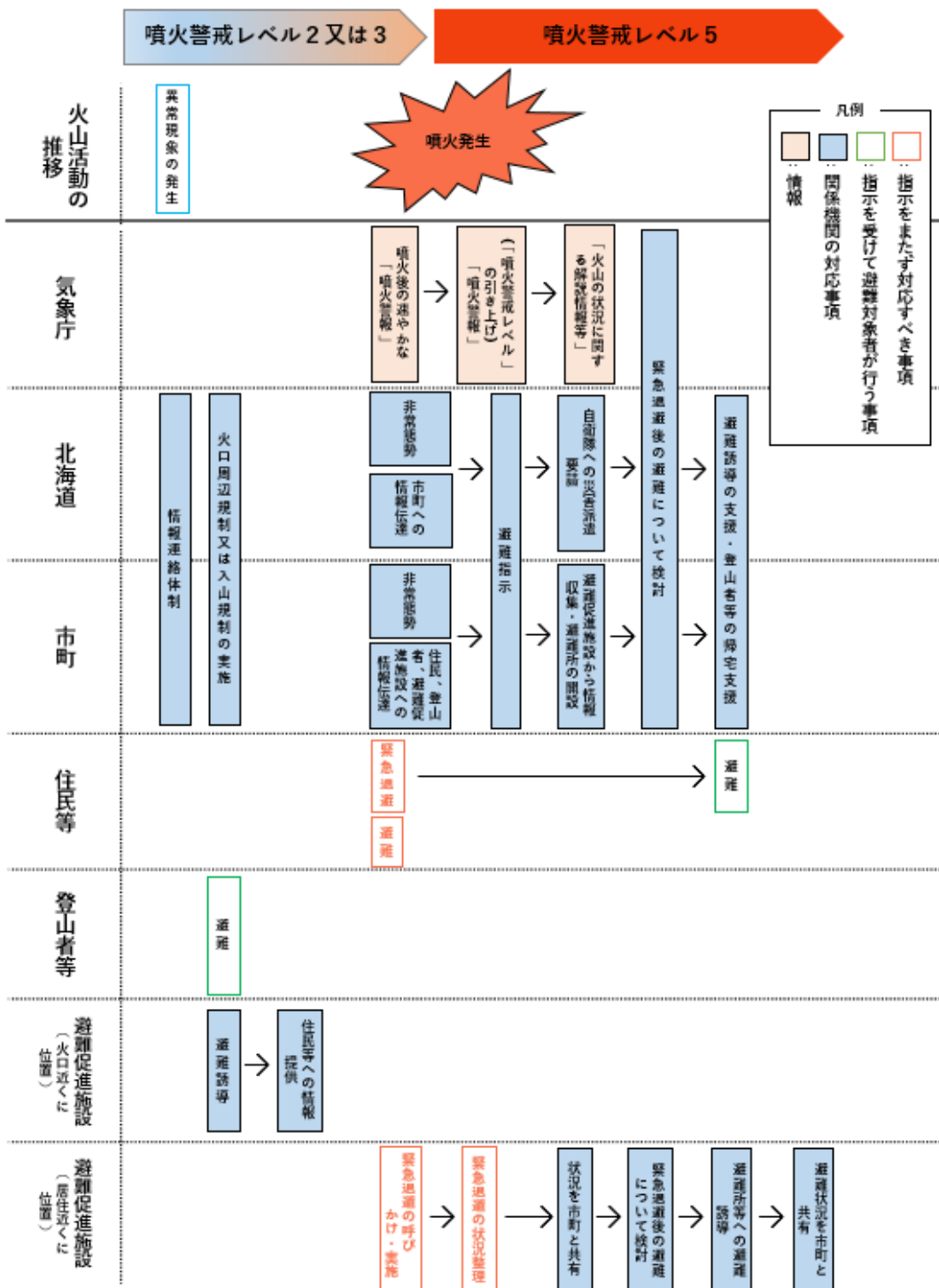
また、避難促進施設等は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、町に報告する。

※ 積雪期で噴火警戒レベル4に引き上げられた場合は、上記防災対応を噴火警戒レベル4の防災対応と併せて実施する。

## 2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル2又は3→5）

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や避難指示の周知、住民、安全、登山者等の安全な地域への避難誘導などの対応を行う。特に、火砕流、融雪型火山泥流が居住地域まで影響を及ぼすと想定されている地域では注意を要する。

### 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合(噴火警戒レベル2又は3→5)



## (1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、速やかに住民、登山者等の避難誘導等を行うとともに、情報共有や情報収集・伝達を行い、噴火の状況や被害状況の把握に努める。

また、噴火の発生位置や規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行し、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

## (2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火の発生を観測した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。また、気象庁、学識経験者等は、噴火の規模や火山活動の状況、噴火現象及びその影響範囲などの把握に努め、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定の見直しに努める。

### ア 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表を活用し、市・町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

### イ 各市町等

市・町は、避難対象地域に対して、避難指示を発令するとともに、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」「避難所までの避難」などの情報を、速やかに住民、登山者、避難促進施設等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、北海道、市・町等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、町に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、町に報告する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-18 〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に十勝岳で噴火が発生しました。 〇〇地区の住民等は、至急、避難所等に避難して下さい。 なお、避難の際は、警察、消防等指示に従って下さい。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 (以上繰り返し)
--

表3-19 〈緊急時におけるメール文例〉

<p>こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に十勝岳で噴火が発生しました。 〇〇地区の住民等は、至急、避難所等に避難して下さい。 なお、避難の際は、警察、消防等指示に従って下さい。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>
--

### (3) 通行規制等

火山現象の影響範囲にある避難対象地域は、非常に危険であり、速やかに避難対象地域への一般車両の流入制限など、住民等の立入りを禁止することが重要である。

通行規制の実施については、噴火警戒レベル5の対応に準じて、必要な措置を講じる。

### (4) 住民等の緊急退避とその後の避難誘導

市・町は、避難が間に合わない住民等に対して、避難所等までの避難ではなく、近くの安全な建物や高台などの避難場所等へ移動するなどの緊急退避を呼びかける。また、住民等の緊急退避後、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、市町等がその確保に努める。

警察、消防、自衛隊は、市町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

### (5) 緊急退避を行わない住民等の避難誘導

市・町は、避難対象地域（地区単位）に対して、避難指示を発令する。その際、避難の方向や避難所等についても周知する。また、必要に応じて住民等の移動手段、要配慮者のため福祉車両などの避難手段の確保に努める。

協議会の構成機関は、市・町が行う住民等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、市町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、住民等の避難誘導にあたる。

### (6) 避難所等の開設

市・町は、居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、速やかに避難所等を開設し、避難者の受け入れを行う。

避難所等の開設については、噴火警戒レベル5に準じて必要な措置を講ずる。

### (7) 避難促進施設による避難誘導

避難対象地域に位置する避難促進施設は、火山現象から利用者等を守るため町との協議により避難場等まで避難誘導を行う。また、必要に応じて緊急退避を呼びかける。あわせて、避難促進施設は、施設利用者等の避難者数や負傷者の有無などの状況を町に報告する。

### 第3節 広域避難（広域一時滞在）等

火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町を越えて行われることが考えられる。そのため、広域避難（広域一時滞在）等の必要性の判断や広域避難（広域一時滞在）等の実施に伴う避難手段の確保、行政機能の移転などを行う。

広域避難（広域一時滞在）等に関する防災対応が速やかに行えるよう、対応項目を整理しその手順について定めておく必要がある。

#### 1 広域避難(広域一時滞在)等の判断・実施

町は、火山現象の影響範囲によって安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域避難（広域一時滞在）等の体制に基づいて避難を実施する。その際、合同会議等で情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。

また、避難先市町と連絡を取り、避難者の受け入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市・町へ広域避難（広域一時滞在）等を行うことを周知する。

北海道、市・町、警察等は、広域一時滞在等の実施が決定された場合、必要に応じて避難経路での通行規制等を実施するとともに避難誘導の対応にあたる。

#### 2 避難手段の確保

町は、広域避難（広域一時滞在）等の実施が決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、町が保有する避難手段などの情報を北海道等と共有する。

町は、北海道等が確保できる輸送手段とも併せて、避難対象地区（地区単位）に割り当てる。

北海道は、町から収集した避難者数の情報をもとに、災害時応援協定などを活用して、輸送機関に要請しバス等の輸送手段を調達・確保する。また、必要に応じて警察、消防、自衛隊に対して支援を要請する。

#### 3 避難先の受入準備

北海道は、避難先市町等と避難者受入れの確認とともに、避難所等の割当てなどの調整を行うとともに、広域避難（広域一時滞在）等に関する対応状況や避難者情報を集約・整理する。

市・町は、広域避難（広域一時滞在）等の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、北海道や避難先市町村と共有する。また、割り当てられた避難所等の情報をもとに、避難対象地域（地区単位）ごとに避難所等を割り当てる。

避難先市町村は、避難所の開設・運営について、市・町と協議する。

### 第4節 救助活動

短時間で居住地域に到達する火山現象や突発的な噴火の発生では、避難が間に合わず逃げ遅れ者や死傷者が発生する恐れがある。北海道からの要請があった場合など危険な状況下での救助活動となるため、活動実施や撤退の判断体制、活動方法、安全管理などが必要である。その判断は、基本的に災害対策本部等（北海道、現地合同本部）が行うこととなるが、迅速な対応が必要となる噴火当初における避難誘導に伴う救助活動等は、各市町の災害対策本部が判断する。この場合、救助活動を円滑に行い、各機関が統一のとれた対応を行えるよう、平時からの協力体制を構築することが重要となる。

また、細部の救助活動については、合同調整所（警察・消防・自衛隊）が要救助者等の情報を集約し、各機関が共有して判断し、活動にあたる必要がある。

## 1 救助活動の体制

### (1) 合同調整所(現地合同指揮所)等の設置

警察、消防、自衛隊の各機関が連携して救助活動の実施が必要な場合、現場活動の一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所(現地合同指揮所)等を設置して体制を整える。基本的には、美瑛・上富良野町側と新得町側の2箇所に設置する。

北海道(現地合同本部)が決定した救助にかかる方針に基づき、現地における細部の救助地域・重点地域、警察、消防、自衛隊等の連携要領を決定する。

この際、北海道(現地合同本部)、各市町対策本部との情報共有・調整・要望事項に着意するとともに、隊員の安全確保の為、現場指揮官の意見具申を重視して救助活動の停止・中止を指示する。

可能であれば合同調整所に気象庁の職員(JETT)、火山や火山地域に詳しい関係職員を派遣してもらい各種判断の資とする。尚、合同調整所には、消防、警察、自衛隊の現場指揮官を統制できる主要幹部を配置するものとする。

### (2) 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて北海道(現地合同本部)を窓口として火山や火山地域に詳しい関係機関の職員、学識経験者等の技術的な支援を受ける。

### (3) 活動基準の設定

災害対策本部は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等などによる活動基準を設定する。

また、噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各機関へ周知する。

現地で活動する現場指揮官が、判断に結びつく情報を入手した場合には、合同調整所(現地合同指揮所)等に速やかに報告するとともに救助活動を中止して安全な地域まで退避させる。

気象庁、学識経験者等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

災害対策本部は、火山活動の変化等による現場の安全確保を重視して現場指揮官の判断を優先する。

表 3-20 天候や火山の状態による活動基準例(参考:御岳山噴火災害山岳救助活動報告書)

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止の基準	気象庁が火山活動の監視を行い、異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素(H <sub>2</sub> S):10ppm、二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ):5(2)ppm ※ SO <sub>2</sub> ガスが溜まりやすい凹地、低地等においては、2ppm
降雨による捜索中止判断基準	降雨開始見通し時間の3時間前までに、若しくは現地にて降水を確認した場合、捜索活動の中止を判断する。
降雨時の活動再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがいいこと。

#### (4) 活動基準の範囲

救助活動を行うにあたって、二次災害を防止するため災害対策本部は、気象庁、学識経験者等から監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。突発的な噴火時、避難誘導に伴う当初における救助活動は、上記情報などを基にレベルに応じた活動範囲を各市町の災害対策本部が判断する。

#### (5) 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

### 2 住民等の救助活動

#### (1) 要救助者情報の把握

居住地域における逃げ遅れ者等の有無を把握するため、市町は、あらかじめ整備された避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

#### (2) 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊は、二次被害を防止するため、共有された避難者情報をもとに、遭難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。

### 3 登山者等の救助活動

#### (1) 要救助者情報の把握

北海道、市・町、警察等は、連携し登山届等と（火口近くに位置する）避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

#### (2) 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、二次被害を防止するため、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。

### 4 医療活動

北海道、市・町は、噴石や火砕流等による負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入れ等の協力を求めるものとする。また、望岳台、十勝岳温泉地区及び新得町側登山道入口等に現場救護所を開設し、必要に応じて速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。



## 第5節 災害対策基本法に基づく警戒区域

警戒区域とは、災害対策基本法第63条において「災害が発生又は発生が予想される場合に、住民、登山者等の生命・身体への危険を防止するために、一般市民の立入りが制限・禁止される地域」と定められており、市・町が設定することができる。

火山災害において、噴火が切迫している又は噴火が継続中である場合、住民、登山者等が避難した後の避難対象地区に対して、住民、登山者等が立入ることによる被害発生を防ぐために警戒区域の設定を行う。

なお、警戒区域の範囲については、各市町が個別に設定するのではなく、地域一体となって設定するため気象庁、学識経験者等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

市・町は、警察、消防、自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

表 3-21 警戒区域の設定に係る対応事項

時期	実施主体	対応事項
警戒区域 の設定時	避難実施市・町	・北海道及び警察と連携して交通規制箇所の(道路)の選定 ・合同会議において、警戒区域の設定に関する協議 ・警戒区域の設定、市・町内への広報
	北海道・避難実施市・町	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者に対し警戒区域の設定の周知 ・報道機関への情報提供
	道路管理者	・警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回
	警察	・警戒区域の設定に応じた交通規制箇所の(道路)の選定
	警察、消防、自衛隊	・警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
	合同会議	・避難実施市・町と警戒区域の設定に関する協議
噴火開始 後	避難実施市・町	・火山活動の状況に応じて警戒区域の見直しを合同会議で協議
	道路管理者	・警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回
	警察、消防、自衛隊	・警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
	合同会議	・火山活動の状況に応じて警戒区域の見直しを協議

## 第6節 堆積物の除去

道路上に火山灰が5mm以上堆積すると、降雨時には車両が動けず除灰作業が困難となることから避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等に大きく影響することから、道路管理者は、作業の安全性を確保した上で、速やかに除灰作業を実施して道路啓開を進め、避難車両及び緊急車両の通行ルートを迅速に確保する。

火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流等）に対しては、被害を軽減するため、国、北海道が事前対策として導流堤や既設堤防の嵩上げなどを行う。

流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物に覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合もあり全般の被災状況と併せて合同会議（または協議会）において作業の体制や作業開始時期等を検討し実施する。

表 3-22 除灰等に係る対応事項

時期	実施主体	対応事項
噴火前	市・町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除灰等優先区間の選定</li> <li>・降灰等堆積深の測定準備</li> <li>・除灰等作業用資機材の準備</li> </ul>
	北海道・市・町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者と連携した避難路等の除灰等作業手順の検討</li> <li>・火山灰等の仮置き場及び最終処分場の選定</li> <li>・国、自衛隊への除灰等作業の協力要請</li> </ul>
	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除灰作業用資機材の準備</li> <li>・除灰等作業計画の策定</li> <li>・協定事業者（建設協会等）への除灰等作業の協力要請</li> <li>・放置車両の撤去方法の確認</li> </ul>
噴火開始後	市・町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道への降灰等堆積状況の報告</li> <li>・北海道への除灰等、障害物除去等の要請</li> </ul>
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、自衛隊への除灰作業の応援要請</li> </ul>
	国、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の要請に基づく除灰作業等の実施</li> </ul>
	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路等の除灰作業等の把握</li> <li>・管理道路の除灰作業等の実施</li> <li>・協定事業者（建設協会等）への除灰作業等の要請</li> <li>・放置車両の撤去</li> </ul>
	合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先して除灰作業等を実施する路線、区間の検討</li> </ul>

## 第7節 報道機関等への対応

噴火時等の必要な情報に関する広域的な周知活動では、報道機関の役割が不可欠であり、報道機関との連携が重要となる。

北海道は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。また、必要に応じて気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。

合同記者会見では、北海道は、火山地域全体の防災対応の状況、市・町は、住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、学識経験者は専門的知見から火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

北海道は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。専門的な回答が必要となる場合には、適宜協議会の構成機関に対応を依頼する。

市・町は、協議会（または合同会議）としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、市町としても報道機関対応の窓口を設置するほか、家族等からの問い合わせ対応は、努めて適任者を固定配置し待機室等を設置するなど家族の心情を考慮しつつ救助活動に資する情報収集に着意する。

各機関は、報道機関対応者を指定し、情報発信を一元化するものとする。また、数値的な発表は、必ず北海道（または合同会議）が確認したものを発表し、努めて情報発信する内容を事前に各機関の報道機関対応者を通じて情報共有する。やむを得ない場合は、速やかに事後通知を行う。

## 第4章 緊急フェーズ後の対応

### 第1節 避難の長期化に備えた対策

避難が長期化するにともない、避難者の不安や負担が増大する傾向にある。避難者の不安や負担を軽減するために、避難者の支援活動、避難所等への環境面への配慮などが重要となる。

気象庁は、火山活動の状況や予測される火山活動の推移等について定期的に説明会を開催するなどして情報提供し、避難者や住民等の不安の軽減を図る。

北海道、市・町は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決するとともに、旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。

### 第2節 風評被害対策

火山周辺は、雄大な景観や温泉に恵まれ、有数の観光地となっている。火山活動が活発化した際には立入規制が行われるが、立入規制区域外の本来、観光客等の受け入れが可能な地域においても観光客の減少や宿泊のキャンセルなどが起こり、観光地として大きなダメージを受けるおそれがある。地域のダメージを少しでも軽減させるためにも、風評被害対策は重要である。

協議会の構成機関は、協議会（または合同会議）として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

噴火活動の鎮静後、北海道及び市・町は、協議会（または合同会議）の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

### 第3節 避難指示等解除、一時立入等の対応

噴火時等における入山規制や避難等の実施は、住民、登山者等の安全を確保する上で、重要な対応であるが、住民等の生活や地域の経済活動には、火山活動の長期化に伴い大きなダメージをもたらすおそれがある。規制や避難、又その解除や範囲の縮小は、基本的には、噴火警戒レベルに対応して行われることになる。

#### 1 避難指示等の解除について

北海道、市・町は避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、学識経験者等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

避難指示等の解除にあたって、避難対象地区の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知し、帰宅に先立ち帰宅計画をもとに、住民等に周知する。

警察、道路管理者等は、避難指示等の解除に先立ち、避難対象地域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ必要な通行規制の解除等を行う。

## 2 規制範囲の縮小又は解除

規制範囲の縮小とは、火山活動の状況等から安全が確認された場合、入山規制や警戒区域を設定している範囲を縮小することであり、規制範囲全体を解除する場合もある。

北海道、市・町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査等を支援して最新データの分析による気象庁、学識経験者等の助言を踏まえて関係機関と協議する。

また、規制範囲を縮小または解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ必要な通行規制の解除や新たな規制箇所での通行規制等を行う。

## 3 一時立入について

一時立入とは、避難対象地域や警戒区域内に居住する住民等が、自宅の片づけや貴重品の持ち出し、生業の維持などのため、一時的に避難対象地域や警戒区域に立入ることである。

北海道、市町は、一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、学識経験者等の助言を踏まえて関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。

一時立入を実施する際には、市町は、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。

また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなど活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

なお、気象庁、学識経験者等が行う現地調査についても同様に行う。

また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、学識経験者等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲内の道路状況等について安全確認を行うとともに、市町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

## 第5章 平常時からの防災啓発と訓練

### 第1節 防災啓発と学校での防災教育

火山地域には、そこに暮らす住民や火山地域を訪れる登山者等がいる。それぞれに立場や火山に対する意識の違いはあるが、火山は噴火災害だけでなく多くの恵みをもたらしてくれていることなど、「火山について正しく知る」ことを防災啓発・防災教育の基本とする。

#### 1 住民等への防災啓発

火山地域に暮らす住民の防災意識を向上させることで、市町が取り組む防災対策への理解が深まり、噴火時等において円滑に避難誘導等を行うことができる。

北海道、市・町は、住民等への啓発方法について協議会で協議する。

市・町は、気象庁、北海道等から助言・監修してもらい火山防災マップや火山防災パンフレットを作成・配布し、気象庁等と協力しマップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民等の防災意識の向上を図る。

#### 2 登山者等への防災啓発

火山地域を訪れる登山者等においては、火山に関する知識が不足している人たちが、噴火時等のリスクや防災対応について理解が不足している人たちが多いと考え

られる。特に、突発的に噴火した場合などでは、自らの判断で、緊急退避など身の安全を確保するための行動をとる必要があり、そのためにも、火山の知識、噴火時のリスクや防災対応について知ってもらうことが重要である。

北海道、市・町は、登山者等への啓発方法について協議会で協議する。

市・町は、気象庁、北海道等から助言・監修してもらって登山者等向けの火山防災マップや火山防災パンフレットを作成し、内閣府・気象庁の登山者用リーフレット「火山への登山のそなえ」も活用し、山開きなど各種機会を通じ配布・説明し、登山者等の防災啓発を図る。

協議会の構成機関は、入山時における登山届の提出とヘルメットの着用などを促進する。

### 3 学校での防災教育

児童・生徒を対象とした学校での防災教育も火山地域全体の防災意識の向上につながるため重要である。

市・町は、協議会の構成機関と連携し、出前講座等の実施により学校における防災教育を支援する。

教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災の研修を行う。また、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムを支援する。

## 第2節 防災訓練

噴火時等に、避難等の防災対応を円滑にかつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、各機関が各噴火シナリオにおけるそれぞれの役割を認識し、それぞれの防災計画に基づいて行動できることが必要である。また、訓練を通じて防災計画の内容や防災体制等の有効性を検証し、常に見直しを行うことが重要である。

防災訓練には、実際の噴火を想定し、避難に関わる地域の住民や事業者等が参加することが望ましく、自主防災組織や避難促進施設にも協力を求め実施する。継続して実施することが重要であり、毎年の実施時期などを協議会の構成機関と取り決めておく。